

信濃国の立山信仰

芦峠寺衆徒が江戸時代後期以降に信濃国で形成していた檀那場について

福江 充*

はじめに

立山信仰の伝播者である立山山麓芦峠寺の一山衆徒が、北アルプスを挟んで隣に位置する信濃国で形成した檀那場の実態については、これまで、ほとんど調査・研究が行われていない。それにもかかわらず、立山信仰史研究の分野に関わってきた研究者のあいだでは、信濃国の檀那場に対して「立山信仰の受容性が高く、地元の信徒による立山講の組織がしっかりした良質な檀那場」といったイメージが形成され、そして、それはいつのまにか固定観念として定着し、再検討されることなく、あるいは別の視点で研究が進められることもなく現在に至っている。

さて、こうしたイメージの形成については、橋本芳雄氏の論文「信州と越中との信仰の交流—特に松本町立山講について」¹⁾が起点になっている。橋本氏は、この論文のなかで、信州から越中に伝播したとする諏訪信仰・戸隠信仰・善光寺信仰や、逆に越中から信州に伝播した立山信仰などの民間信仰に対する分析をとおして、越中と信州の交流に関する検討を試みているが、氏が執筆に最も力を入れているのは立山信仰に関する部分であり、特に、芦峠寺教蔵坊が文政8年(1825)に信濃国松本の立山講から銅造地藏菩薩半跏坐像を寄進された一件についての紹介に重点が置かれている。

もともと、橋本氏は論文中で、信濃国の各地における檀那場の分布状況など銅造地藏尊像の寄進事例の基盤をなす諸問題についても、前掲の銅造地藏尊像の銘文を部分的に解説し、そのなかから寄進者の所在地を幾つかあげて、当時檀那場が形成されていた地域を部分的に示している。しかし、元来、この論文での橋本氏の検討課題は檀那場の実態を捉えようとするものではなかったもので、氏の側の問題では全くないのだが、これまで、各地の檀那場の実態を構造的に捉えてきた筆者としては、氏の提示した分析内容に対して、まだまだ検討の余地があるように感じられる。

この論文の発表後、前掲の銅造地藏尊像と同尊を寄進した松本の立山講については、複数の研究者により度々論じられてきたが、美術・工芸分野からのアプローチ²⁾がほと

*富山県 [立山博物館]

んどであり、檀那場の実態を検討した内容を多少なりとも有するものには、『立山町史上巻』³⁾があげられる程度で、その他は皆無に等しい。

しかし、以上のように、橋本氏の前掲論文をはじめ、その他の一連の論文で銅造地藏尊像の寄進を実現させた松本の立山講が度々とりあげられたことにより、その事例だけが研究者のあいだで強く印象づけられ、さらに、いつのまにか、その一事例が信濃国全域での立山信仰の盛栄を表すものといった、拡大したイメージへとすりかわっていったようである。そのため、信濃国における檀那場の分布状況などの基本的な問題については、当時、信濃国を檀那場としていた宿坊家の檀那帳が未発掘だったこともあり、いずれの研究者からも本格的に検討されることなく、現在に至っている。

ところで、立山山麓芦峯寺村に所在する芦峯寺雄山神社や旧宿坊家、富山県〔立山博物館〕には、かつて芦峯寺衆徒が使用した檀那帳や廻檀日記帳が多数所蔵されている。そして、そのなかには信濃国やその周辺地域を対象とする檀那帳も数冊含まれている。

そこで、本稿では、前述の研究動向や成果をふまえつつ、一方、研究が進展せず、未だに明らかにされていない部分を補うため、上記の史料を解説・分析し、さらに、既に解説・活字化されている『越中立山古記録』所収の芦峯寺文書や前記の銅造地藏尊像の銘文なども援用して、芦峯寺衆徒が江戸時代後期から明治時代中期にかけて、信濃国の各地やその周辺国の各地で形成していた檀那場の実態について、特に檀那場の分布状況を中心に検討を試みたい。

1 信濃国の檀那場をめぐる芦峯寺・岩峯寺両寺間の争論

芦峯寺一山衆徒と岩峯寺一山衆徒は、立山にかかわる様々な宗教的権利（山役銭の徴収権・山中諸堂舎の鍵の管理権・納経所の開設権・牛玉札の発行権・加賀藩領国内外での廻檀配札活動権など）をめぐり、宝永6年（1709）から天保4年（1833）までの約125年間、度々争論を引き起こしてきた。その具体的な内容や経過については、以前、拙稿「立山衆徒の勸進活動と立山曼荼羅」⁴⁾のなかで詳述しているので、本節では、以下、信濃国に関わる部分だけを概略しておきたい。

争論の最終局面の天保2年（1831）9月から翌年（1832）にかけて、岩峯寺衆徒の惣持坊と般若院は、芦峯寺衆徒が信濃国で形成していた檀那場を侵犯し⁵⁾、出開帳と配札を主体とする勸進布教活動を行った。そのため、芦峯寺衆徒がそれまで維持してきた檀那帳が乱れた。また、それに加え、これまでに前例のない大規模な出開帳の巡業を計画するに至った。すなわち、その内容は、越後国糸魚川辺より小谷四ヶ條、信濃国松本城下

辺、同国伊那郡、さらに、三河国、遠江国、駿河国、甲斐国甲府、信濃国諏訪郡、同国上田辺、上野国高崎、武蔵国、江戸表などを対象地として、出開帳を行いながら巡業するもので、加賀藩からは事前に許可を得ており、さらに京都御所から「立山大先達の免許状」を用意していた。

さて、こうした信濃国における檀那場侵犯事件は、それまで続いてきた争論を一層激化させた。芦峠寺一山と岩峠寺一山は、互いに相手方の勸進活動の違法性を加賀藩寺社奉行所に提訴し合ったが、最終的には、天保4年（1833）9月に、加賀藩公事場奉行から岩峠寺の藩領国外での出開帳と配札の禁止、及び万一違犯者を発見した場合の報告の義務など、芦峠寺にとっては一応勝訴といえる判決が下され落ち着いた。

なお、芦峠寺側は、加賀藩公事場奉行での裁判で勝訴を得るため、一山をあげての総力態勢で対応しており、岩峠寺側が行っていた勸進活動の実態を徹底的に調べあげ、活動の違法性を示す証拠や情報を丹念に蒐集している。そして、特に信濃国での現地調査については、当時、信濃国に檀那場を所持していた芦峠寺宿坊家の衆徒たちが奔走・尽力している。

ちなみに、この一連の争論を記録した芦峠寺一山会所蔵の古記録を検討すると、当時信濃国で檀那場を形成していた芦峠寺宿坊家衆徒は、福泉坊澄音・宝伝坊體禪・金泉坊静庵・教蔵坊照界らであったことがわかる¹⁾。ただし、それぞれの宿坊家が檀那場を形成していた地域や檀那場の規模、衆徒の活動状況などについては、古記録を管見する限り具体的な記載が見られず不明である。

2 芦峠寺福泉坊の檀那帳に見る信濃国の檀那場

2.1 檀那帳の書誌

写真1（①・②）の檀那帳は芦峠寺雄山神社に所蔵されている。形態は横帳で、法量は縦11.8cm×横16.8cmである。表題として「磨滅 改正 祈祷□那帳 正月」と記されており、当初は成立年代も記されていたのだろうが、現在は文字の磨滅が著しく、ほとんど読みとることができない。一方、裏表紙には、かなり磨滅しているが「福泉坊」と記されているので、この檀那帳は芦峠寺宿坊家の福泉坊が所蔵・活用していたものであることがわかる。檀那帳の各丁に記されている配札地名から、この檀那帳の対象とする檀那場は信濃国であることがわかる。成立時期については、各丁に記された信徒名に姓がなく、名前だけのものがきわめて多いことや、上松宿在住の古沢助蔵・武井吉助・乙吉ら3名の信徒による安政2年（1855）7月の立山参詣に関する添え書きが見られ、



写真1の①

芦崎寺福泉坊の信濃国の檀那帳〔表紙〕(芦崎寺雄山神社蔵)

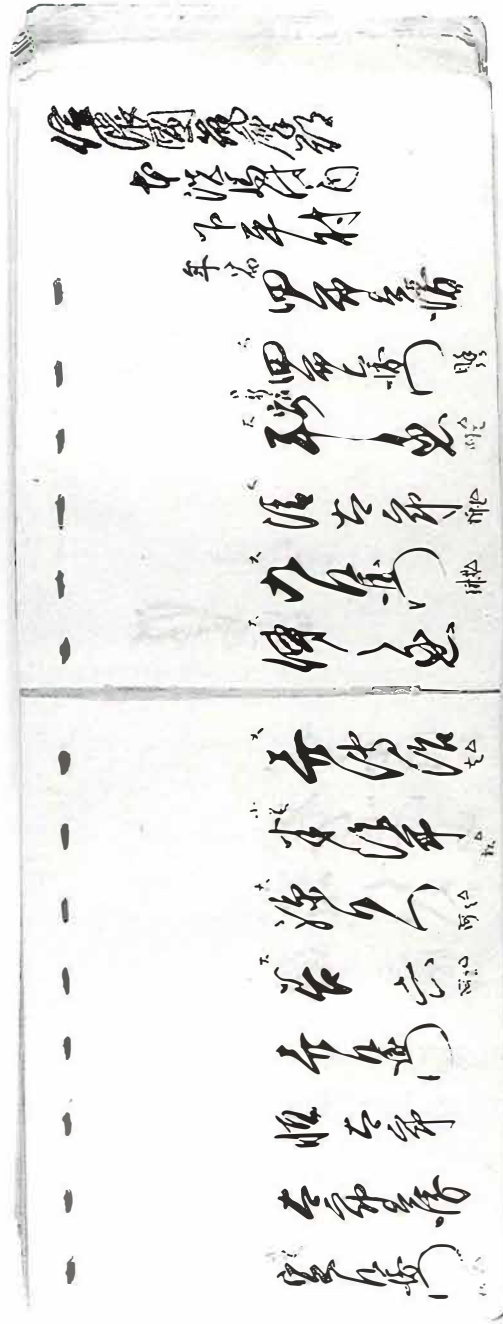


写真1の②
芦峯寺福泉坊の信濃国の檀那帳（部分）（芦峯寺雄山神社蔵）

おそらく、その時期の前後のそう遠くない頃、すなわち、江戸時代幕末期に成立したものと推測される。

ところで、檀那帳の巻頭には次の序文が記されている。

「当山者諸仏神瑞集之靈地尔天、現当二世諸願円満の所故、開闢以来、今上皇帝宝作万歳人樹幕下日域泰平国家静謐之御祈念於御神前朝暮無怠慢挑行仕候。依而諸国配札之義ハ、蒙救命運統御治世発興猶以繁茂。然ニ当寺ハ往昔歴代与里当国当地江発参仕候事尔今不断、檀那配札勤来り御信仰之基也。願クハ蒙り神明仏陀之加護、幾萬歳も村内安全五穀豊熟万民快樂家門永久御子孫繁昌諸願成就如意円満之御祈祷無油断修法仕度候。依而以来不相替御札納置御信仰被為成下候様願上候。且又外坊与里彼是与間違之筋様申在来り候共、一切御取合無之御札尔御断可被成下様幾重ニも申上候所而已。」

以下、この序文を概略すると、①福泉坊が昔から信濃国の檀那場の各村を訪れ、廻檀配札活動を行ってきたことと、その活動は絶えることなく今でも続いていること、②檀那場の各村では「神明仏陀の加護」により、幾万年も「村内安全・五穀豊熟・万民快樂・家門永久・子孫繁昌・諸願成就如意円満」であるように祈祷を修めたいこと、③檀家ではこれまで同様に護符を置かせてほしいこと、④檀家に他の宿坊家衆徒が配札に訪れても応対してほしいこと、などの内容が記されている。なお、文中の「諸仏神瑞集之靈地」や「神明仏陀の加護」の用語には、神仏混淆の意識が表れている。

さて、前掲の序文の下線部分は、福泉坊が自坊の檀家に対し、他の宿坊家衆徒の配札活動には対応しないようにと注意をうながす内容であるが、この内容から、江戸時代後期の信濃国の檀那場では、芦峯寺の複数の宿坊家が廻檀配札活動を行っていたことと、おそらく、そうした各宿坊家の檀那場が入り組んでいたため、宿坊家間で檀那場の保有をめぐり、争論が生じたことなどがうかがわれる⁷⁾。なお、檀那帳には、「石村（筑摩郡下新村）惣檀家不残配札。尤上出町（上手町）ハ宝伝坊且那場」⁸⁾といった記載も見られ、福泉坊の檀那場と宝伝坊の檀那場が近接しており、福泉坊がそうした状況を檀那帳に注記して留意していたことがわかる。

2.2 檀那帳の内容のデータベース化と分析

2.2.1 檀那場が形成されていた地域とその規模

檀那帳における表記の一例として写真1の③を見ていくと、まず、「信濃国筑摩郡 本洗馬村之内 下平村」といったように配札地の国郡や村名が記され、次に、「一 年宿 四

郎兵衛」といったように信徒名（檀家の戸主名）が記されている。なお、この場合、信徒名「四郎兵衛」の斜めに「年宿」と記されており、四郎兵衛家が年宿を担当していたことがわかる。さらに、信徒によっては、名前の上に「太 九左衛門 △ 井柳」とか「小長 半治郎 △ 松」といったように、護符や諸品などの頒布品か、あるいは、初穂の受領一定額を示すと思われる数種類の略記号がふられている。この他、立山参詣に関する添え書きなどが記されている場合もある。

檀那帳の表記法は全体的にこのようなものであるが、全丁にわたって提示することは困難である。そこで、檀那帳の内容を集約的に分析できるように、まず、データベース表を作成した。第1表は檀那帳に記されている配札地の村ごとに、信徒数・宿数・各村の現在における該当行政区・近世における該当国郡、略記号の記載状況などの内審を掲載順に書き出したものである。第2表は第1表にもとづき村数や信徒の人数・宿数を現在の該当行政区別に示したものである。

以下、第1表の内容を概略しておきたい。檀那帳に記載された村名は、大字以上を抽出すると延べ50村である。ただし、そのなかで上松宿と北入村は、檀那帳の別々の箇所に二度にわたって記載されており、実質的には48村である。一方、例えば上松宿がその村域に、島村・瀬林・小野田・北野などの小字の村を数村含んでいるように、48村のうち須原宿や洗馬村・北熊井村・吉田村・北入村・三溝村・竹田村などは、その村域に上松宿と同様に小字の村を含んでおり、このように小字単位で抽出すると村数はかなり増加（掲載村総数106村）する。

信徒総数は延べ1086人、宿数は35軒である。ただし、檀那帳において、筑摩郡の下新村や同郡北新村・同郡上新村・同郡三溝村上嶋については、信徒名を挙げながらも、一方で、それぞれ「右村（筑摩郡下新村）惣檀家不残配札。尤上出町ハ宝伝坊旦那場」・「右村（北新村）惣旦那不残軒別」・「右（上新村）惣旦那不残軒別」・「右村中（三溝村上嶋）惣旦那」などと、1村の全世帯が檀家のごとく注記されており、それが事実なら、実質的な信徒総数は1086人より若干多いものとみられる。

信徒の分布状況について、現在の行政区にもとづき、信徒数と宿数の多い順に示すと、松本市（674人・22軒）、塩尻市（223人・5軒）、木曾郡上松町（93人・3軒）、東筑摩郡山形村（62人・2軒）、同郡波田町（25人・2軒）、木曾郡大桑村（2人・0軒）、同郡木曾福島町（1人・0軒）、該当地不明（6人・1軒）である。

1村につき信徒数が20人以上の村は北中村（24人）、小宮村（61人）、北新中村（22人）、北新村（51人）、上新村（32人）、和田組荒井村（51人）、衣外村（24人）、下今井村（48人）、太子堂村（27人）、和田中村（52人）、和田殿村（60人）、和田町（36人）、下和田

10 第1表：芦峠寺福泉坊が信濃国で形成した檀那場の実態（江戸時代後期）

掲載順	配祀地	人数	樹数	現在の該当市町	江戸時代の該当国郡	大	小	小長	大長	間	加	越	紀	井	杉	松	元	者	柳	△	○	●	木札	十二	備考	
0001~0086	上松宿(鳥打・小田野・北野・上野・大沢・長崎沢・林・田口・釜沼・大畑・横手・留・高倉・新田・藤久保・小路方・庄・口沢・流島・添島)	86	3	木曾郡上松町	信濃国筑摩郡	9	0	11	0	5	0	1	1	5	2	1	4	1	2	10	0	0	0	1		
0087~0088	須原宿在(上郷・倉本)	02	0	木曾郡大桑村	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0089~0090	上松宿●	02	0	木曾郡上松町	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	田口原(参り)、清水庄(御湯参り)	
0091	福島宿	01	0	木曾郡本曾福島町	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0092~0096	上松宿●	05	0	木曾郡上松町	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	古沢・武居・乙吉(安政2年7月参書)	
0097~0102	日田堀村	06	0	塩尻市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1	0	4	5	0	0	0	0		
0103~0110	牧野村	08	1	塩尻市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	3	0	5	0	0	0	0		
0111~0165	洗馬村(下平・上町(以上本洗馬のうち)・中町・下町・芦ノ田)	55	1	塩尻市	信濃国筑摩郡	25	0	6	0	13	0	5	2	10	2	4	5	9	7	35	4	0	0	0	その他「平」1、「日」1	
0166~0170	上条村	05	1	不明	不明	0	0	0	0	1	0	1	3	0	2	0	2	0	0	1	3	0	0	0	その他「魁」1	
0171	南條井村	01	0	塩尻市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0		
0172~0269	北條井村(中島・大沢・町村・中屋敷・宮村・下村)	98	1	塩尻市	信濃国筑摩郡	10	3	11	0	37	0	6	0	18	0	10	6	5	18	67	0	0	0	2		
0270	南内田村	01	0	塩尻市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
0271~0272	南赤木村	02	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0		
0273~0326	吉田村(向井・上出・柳村・中村・下村)	51	2	塩尻市	信濃国筑摩郡	11	3	16	0	18	1	7	2	4	4	3	4	6	9	20	7	0	0	0		
0327	笠柳村	01	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
0328~0346	神田村	19	1	松本市	信濃国筑摩郡	0	1	3	0	8	0	1	0	0	6	1	5	1	3	0	0	0	0	1		
0347~0348	北小松村	02	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
0349~0359	南方村	11	1	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	2	1	2	0	3	2	1	3	0	8	1	0	0	0	0		
0360~0361	橋倉村	02	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0		
0362~0369	北入村(舟付・宮原)	08	1	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	1	2	0	8	0	0	0	0		
0370~0374	中入村(一の谷・三反田)	08	0	松本市	信濃国筑摩郡	1	0	3	0	3	0	1	0	3	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	その他「中」印1	
0375~0389	北入村●(船越・千手・中村・竹下)	15	2	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	1	0	7	0	3	2	2	1	0	3	4	0	9	1	0	0	0	その他「き」印1	
0390~0392	西柳原村	03	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0		
0393~0402	上金井村(上原島)	15	1	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	6	0	4	2	1	2	0	1	8	1	9	3	0	0	0		
0408~0414	薄町村	07	1	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	2	2	0	3	1	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0		
0415~0417	鬼川寺町	03	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0		
0418~0421	荒町村	04	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0		
0422	七戸村	01	0	不明	不明	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0423~0424	湯ノ原村	02	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0		
0425	青島村	01	0	松本市	信濃国安曇郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0426~0449	北中村	24	0	松本市	信濃国安曇郡	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0450~0462	高松村	13	1	松本市	信濃国安曇郡	0	0	1	0	4	2	3	1	0	2	0	2	1	2	6	3	0	0	0	0	その他「魁」1

第1表 (続き)

掲載項	配札地	人数	宿数	現在の該当市町村	江戸時代の該当郡	大	小	小長	大長	岡	加	越	紀	井	杉	松	元	省	柳	△	○	●	本札	十二	備考	
0463~0523	小宮村	61	1	松本市	信濃国安曇郡	21	0	11	0	4	0	3	1	2	7	3	2	4	4	18	3	0	0	0	その他「初無」1、「中」1	
0524~0539	下新村	16	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	2	0	5	0	2	0	2	2	2	0	3	4	11	2	0	0	0		
0540~0561	北新中村	22	1	松本市	信濃国筑摩郡	6	1	13	0	6	0	2	1	1	1	2	1	4	0	12	2	0	0	0		
0562~0612	北新村	51	0	松本市	信濃国筑摩郡	12	0	12	0	6	0	7	0	2	0	0	3	5	3	11	5	0	0	0		
0613~0644	上新村	32	0	松本市	信濃国筑摩郡	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
0645~0695	和田稲賀井村	51	0	松本市	信濃国筑摩郡	5	0	1	0	4	0	1	1	3	1	0	1	2	1	8	4	0	0	0	その他「さ」1。築岳郎については「大牛王ハ小札斗リ」の注記あり。	
0696~0719	和田垣衣外村	24	1	松本市	信濃国筑摩郡	10	0	5	0	13	0	2	0	4	1	8	1	3	2	16	0	0	0	0		
0720~0744	三溝村(下三溝・三溝村上島)	25	2	東筑摩郡波田町	信濃国筑摩郡	10	6	0	0	6	0	1	4	6	4	1	2	9	5	14	4	0	0	0		
0745~0806	竹田村(本郷・宮打・四ツ原・唐沢・原村・新田・寛井)	62	2	東筑摩郡山形村	信濃国筑摩郡	6	3	11	0	13	0	6	2	7	3	10	4	10	8	23	9	0	0	0		
0807~0854	下今井村(市場方・尾村)	48	3	松本市	信濃国筑摩郡	14	0	2	0	7	0	6	4	6	4	1	4	8	3	14	6	1	0	0		
0855~0881	南和田の内 太子堂村	27	1	松本市	信濃国筑摩郡	0	1	10	0	5	0	1	2	3	2	3	0	5	1	9	6	0	0	0		
0882~0933	和田中村	52	1	松本市	信濃国筑摩郡	13	0	4	0	1	1	3	0	2	2	0	4	5	4	10	7	0	0	0		
0934~0993	和田殿村(下中村)	60	1	松本市	信濃国筑摩郡	17	0	6	0	8	0	1	1	2	1	3	1	5	1	16	4	0	0	0		
0994~1029	和田町	36	2	松本市	信濃国筑摩郡	0	2	4	1	4	0	7	7	2	3	2	1	10	4	15	3	0	0	0		
1030~1059	下和田村	30	1	松本市	信濃国筑摩郡	5	4	3	1	5	0	1	2	8	3	1	0	2	3	18	3	2	0	0		
1060~1066	南新村	07	0	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	1	1	4	1	5	1	0	1	0		
1067~1074	梶海湾村	08	1	松本市	信濃国筑摩郡	5	2	1	0	2	0	1	1	2	1	0	1	0	1	4	0	0	0	0	0	
1075~1086	北栗林村	12	1	松本市	信濃国筑摩郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1056	35			193	26	138	2	203	8	53	51	106	69	57	62	130	91	408	89	3	1	7		

- 凡例 一、本表は芦薙寺雄山神社が所蔵する芦薙寺福泉坊の信濃国の檀那帳の内容を解読・整理して示したものである。
- 一、檀那帳に記載された檀家が分布する各町・村(福泉坊衆徒の配札地)や、それらの江戸時代の該当国郡、現在の該当自治体の市・町・村、各町・村ごとの信徒数や宿数、領布品や初穂の一定額を示すと思われる各種略記号の掲載数などの情報を檀那帳のなかでの掲載順に従って書き出したものである。
- 一、檀家所在町・村(配札地)と江戸時代やあるいは現在のそれぞれの該当自治体を照合していく際には、『角川日本地名大辞典20 長野県』を参照した。
- 一、配札地の項目中、●印の付られた村は、檀那帳のなかで複数回掲載されているものである。
- 一、本表のなかで□印の箇所は文字が解読できなかった部分を示す。

第2表：芦峯寺福泉坊の信濃国の檀那場における配札地の自治体市町村別信徒数・宿数
(江戸時代後期)

配札地域	信徒数	宿数
長野県木曾郡大桑村	2人	0軒
長野県木曾郡上松町	93人	3軒
長野県木曾郡木曾福島町	1人	0軒
長野県塩尻市	223人	5軒
長野県東筑摩郡山形村	62人	2軒
長野県東筑摩郡波田町	25人	2軒
長野県松本市	674人	22軒
該当地不明	6人	1軒
合計	1086人	35軒

凡例 一. 本表は芦峯寺雄山神社が所蔵する芦峯寺福泉坊の信濃国の檀那帳の内容を解説・整理し、現在の自治体市・町・村別の信徒数と宿数を示したものである。

村(30人)〔以上松本市〕、三溝村(25人)〔波田町〕、竹田村(62人)〔山形村〕、洗馬村(55人)、北熊井村(98人)、吉田村(54人)〔以上塩尻市〕、上松宿(86人)〔上松町〕などがあげられる。

さて、第1図と第2図は、福泉坊の檀家が分布する南限の須原から北限の松本までの地域を対象として、檀家が分布する各村を地図上の該当部にドットリングしたものである。これらの地図から福泉坊の檀家が比較的集まっている地域を区画として捉えると、概ね、①上松、②洗馬村、③北熊井村、④吉田、⑤里山辺、⑥入山辺、⑦梓川に沿って北中から三溝に至る地域、⑧和田、⑨竹田の各地域に区分できる。

2.2.2 檀那帳に記載された略記号

檀那帳には、信徒名や配札地とともに、その傍らに「大」、「小」、「小長」、「大長」、「阿」、「加」、「越」、「紀」、「井」、「杉」、「松」、「元」、「者」、「柳」、「△」、「○」、「●」、「木札」、「十二」などの印がふられており、おそらく、衆徒が配札した護符の種類であ

るとか頒布した品々、あるいは初穂の一定金額などを示していると考えられるが、一つ一つの印がより具体的に何を示すものなのかは、不明である。なお、各印の掲載数をあげると、「大」は193、「小」は26、「小長」は138、「大長」は2、「阿」は209、「加」は8、「越」は83、「紀」は51、「井」は106、「杉」は69、「松」は57、「元」は62、「者」は130、「柳」は91、「△」は408、「○」は89、「●」は3、「木札」は1、「十二」は7である。

このように、この檀那帳においては略記号で記載される部分が多く、その意味が解明できないために福泉坊衆徒が行っていた廻檀配札活動の具体的な実態をうかがうことはかなり困難である。ただし、檀那帳のなかで、和田組荒井村在住の信徒である栄治郎については、住所や名前とともに注記として「大牛王ハ小札斗リ」と記載が見られ、福泉坊衆徒が何種類かの頒布品の一つとして牛玉宝印「立山之宝」の小判を頒布していたことがわかる。

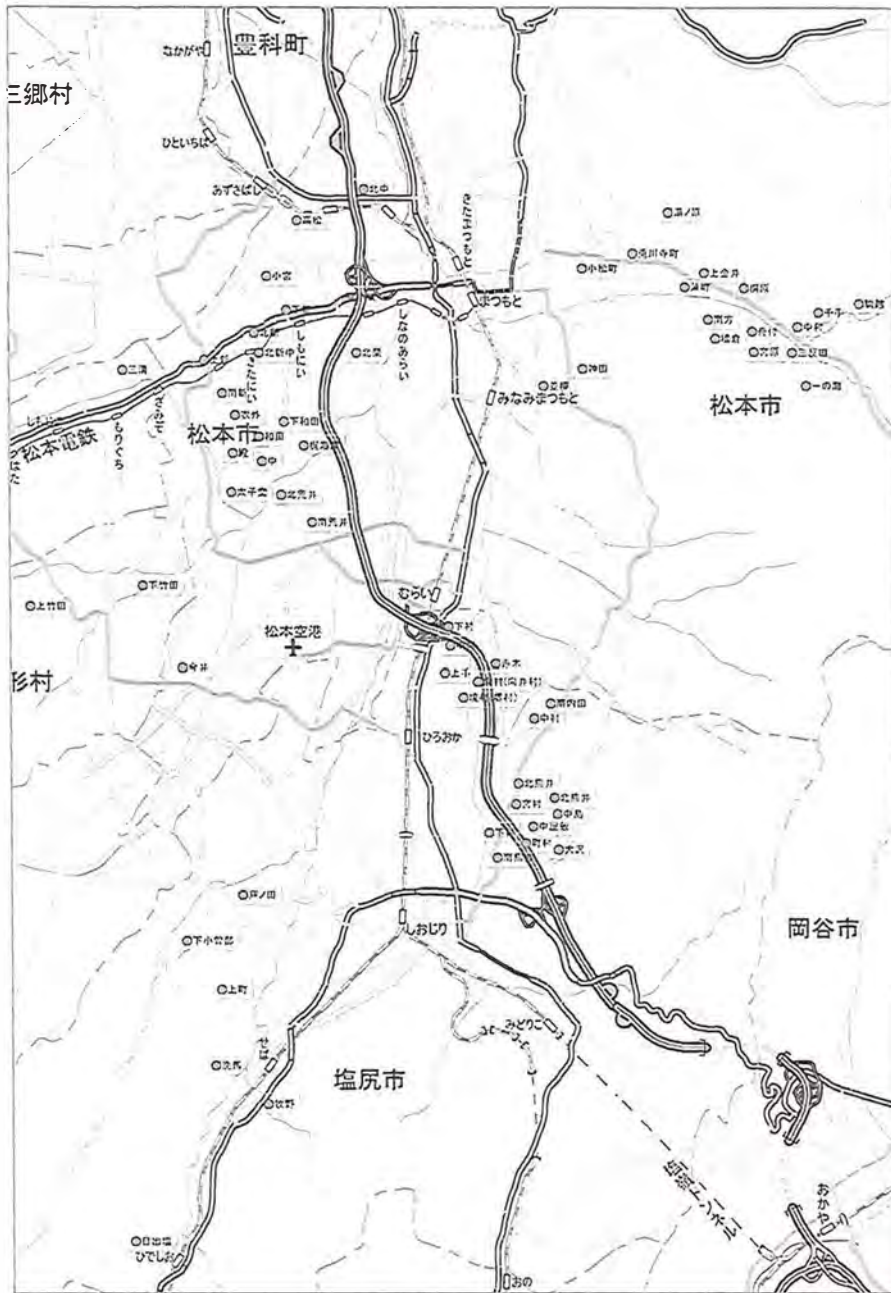
2.2.3 配札経路

檀那帳のなかでの各配札地の掲載順は第1表に示すとおりであるが、この内容は衆徒が実際にたどった配札経路を反映していると考えられる。檀家が所在する各村の分布を示した第1図を読み解くと、福泉坊衆徒は、江戸時代の中山道に沿って檀那場の南限である須原から北限の松本に向かって街道沿いに点在する檀家を廻っていくといった廻檀経路が推測できる。

大凡の経路を現在の行政区単位でたどっていくと、木曾郡大桑村→同郡上松町→木曾福島町→塩尻市→松本市→東筑摩郡波田町→同郡山形村→松本市→となっている。さらに、具体的な村名で大まかに順路を追っていくと、以下、須原→上松→木曾福島→日出塩→牧野→洗馬→北熊井・南熊井→吉田→並柳→北小松→南方→中入→北入→薄町→湯原→青島→北中→小宮→北新→上新→荒井→衣外→三溝→竹田→和田→北栗林の順で移動している。なお、松本市については、市街地ではなく郊外に檀家が分布している。

ところで、福泉坊は、尾張国の愛知郡名古屋城下や春日井郡・中島郡・丹羽郡・葉栗郡、美濃国の土岐郡や可児郡・加茂郡・恵那郡に檀那場を形成しており、おそらく、越中国から飛騨街道で高山を経由して美濃国・尾張国に向かい、それらの国内での廻檀配札活動を終えた後、中山道を通して信濃国に向かったものと推測される。

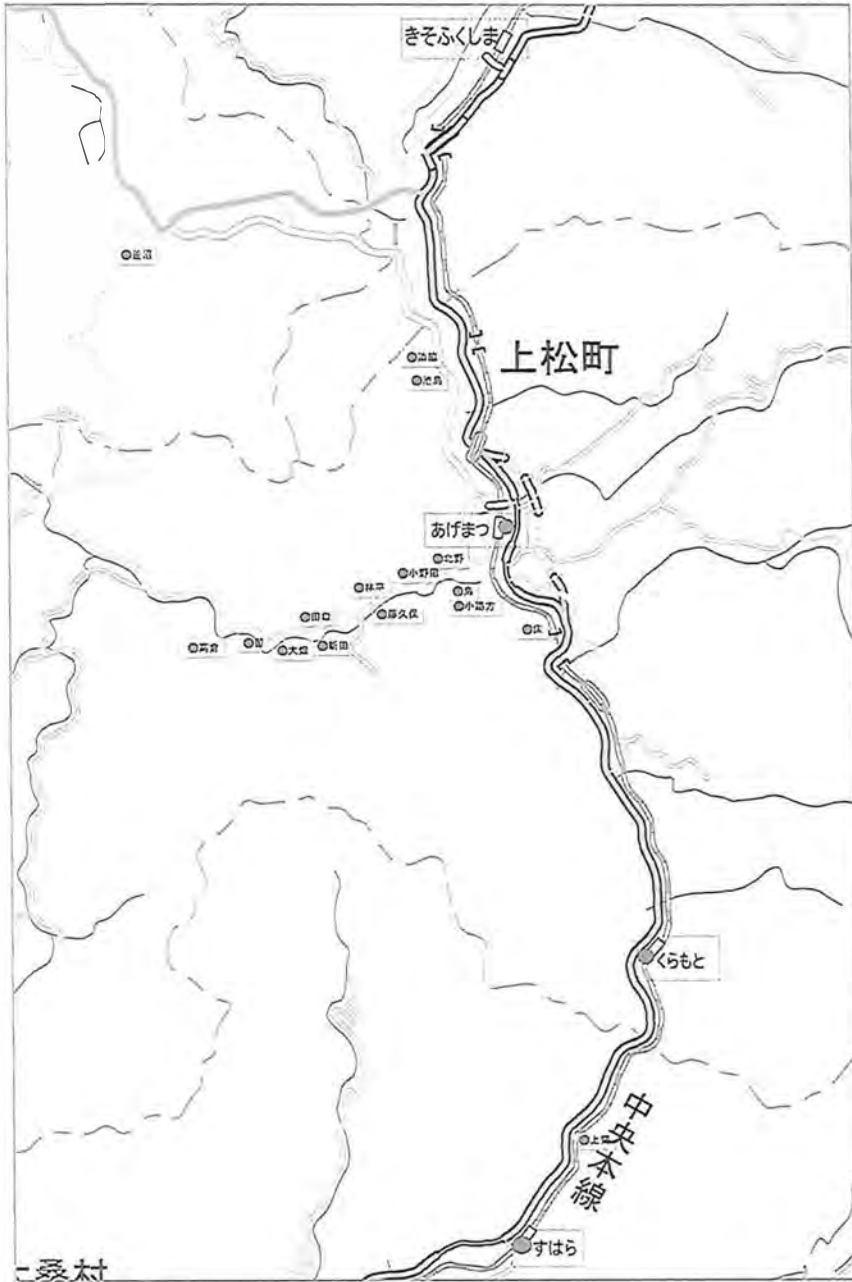
その後については、前述のとおり、檀那帳における各配札地の掲載順にあわせて配札経路を推測すると、中山道沿線では、中山道を妻籠方面から塩尻方面に向かって進む。さらに、塩尻から善光寺道で松本へ進み、松本から武石道へ若干進む。梓川は越えない。松本では城下町などの市街地にはほとんど檀家が存在せず、それに対し郊外の里山周辺や入山周辺、あるいは、梓川に沿って北中から三溝に至る村々、和田村あたりに檀家が



第1図：芦峠寺福泉坊の信濃国の檀那場における檀家の分布状況（松本及びその周辺地域）

- 凡例 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジタル2（東日本）』を使用して作図した。
 一、●印とその右横に記載された地名は檀家所在村の分布を示す。





第2図：芦峠寺福泉坊の信濃国の檀那場における檀家の分布状況（上松及びその周辺地域）

凡例 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジタル2（東日本）』を使用して作図した。

一、●印とその右横に記載された地名は檀家所在村の分布を示す。



分布していたので、これらの村を順次配札に廻っていたようである。

2.2.4 上松宿及びその周辺地域の檀那場の実態

第2図は、特に上松宿及びその周辺地域を対象として、檀家が分布する各村を地図上の該当部にドットリングしたものである。

この図を見ていくと、福泉坊衆徒は中山道を名古屋方面から北上し、上郷(1人)→倉本(1人)→床(2人)→小路方(5人)といったふうに、各村のわずかばかりの檀家を順次配札に伺い、次に、中山道から分かれて、小川沿いに形成された狭い河岸段丘及び山麓台地に点在する島村から高倉村に至る各集落の檀家を配札に廻っている。具体的あげると、その地域には、島村(10人)、北野(7人・宿1軒)、小田野(4人)、林(1人)、藤久保(2人)、新田(4人)、田口(10人・1軒)、大畑(8人・宿1軒)、留(2人)、高倉村(8人)などの小集落が点在しており、これらの集落の1軒から多くても10軒程度の檀家を順次廻っていく。なお、この地域から少し離れた三岳村の釜沼にも2軒の檀家が存在しているが、同地については中山道から分岐し、玉滝川に沿って廻り配札に向かったものと推測される。この他、中山道に沿って上松宿(7人)、池島(4人)、添脇(4人)、福島宿(1人)でも、各村にわずかに点在する檀家を廻っている。

さて、このような上松宿及びその周辺地域の檀家の分布状況から次のことがいえよう。すなわち、檀家総数(信徒総数)96軒の同地域を1区画の檀那場とみなし、先行研究で通則的に行われてきたように³⁾、それを「面」的なものとして捉えて済ますことは容易である。しかし、ここで留意しなければならないのは、現実的に地図上で見ると、各村に数軒ずつ点在するといった檀家の分布状況は、衆徒による檀家から檀家への移動行為によって、ようやく、点である檀家と檀家を結んだ「線」や「筋」、あるいは過大に見ても「帯」程度になるに過ぎず、「面」からは程遠い(河岸段丘というこの地域の地形的特徴が要因になっている)。そもそも、檀那場を構成する基本単位は、あくまでも1軒1軒の檀家である。それゆえ、1村あたり、あるいは1地域あたりの分布密度で、檀那「場」に見えたり、檀那「筋」・「帯」に見えたりしているだけであるから、「檀那場」は、地域によっては、従来の立山信仰史研究の分野でイメージされてきたような「面」的なものばかりとは必ずしもいえないのである。

なお、この上松宿からは、安政2年(1855)7月に古沢助藏(掲載番号094)・武居吉助(掲載番号095)・乙吉(掲載番号096)の3人が立山参詣に訪れている。この他、同じく上松宿から、田口屋加兵衛門(掲載番号089)と清水屋伴助(掲載番号090)も立山に参詣に訪れており(立山に訪れた年次は不明である)、特に清水屋については、檀那帳に「御齋参り」と注記が見られる。



写真2の②
観音寺銅造地藏菩薩
半跏坐像の蓮弁部分
のレプリカ
(富山県立山博物館蔵)

写真2の①
小矢部市観音寺銅造
地藏菩薩半跏坐像
(観音寺蔵)

第3表：小矢部市観音寺安置銅造地藏菩薩半跏坐像に刻まれた同尊施主の所在村一覧

番号	寄進者所在地	寄進者数 (俗名)	寄進者数 (成名)	江戸時代該当 国郡	現在該当県都市町村	
001	横道村	1		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
002	山口村	3		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
003	上山村	1		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
004	大工厚敷村	3		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
005	和泉村	9		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
006	御前山村	2		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
007	水俣村	16		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
008	水俣村	8		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
009	来海御沢村	1		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
010	真木村	7		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
011	道平村	1		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
012	真光寺村	5		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
013	糸魚川新田町	3		越後国頸城郡	新潟県魚川市	
014	鱈尾村	3		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
015	下倉村	3		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
016	田安村	1		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
017	須川村	2		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
018	湯尾村	7		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
019	川高倉村	4		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
020	高倉村	15		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
021	木部村	8		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
022	根村	3		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
023	柱原村	6		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
024	西宿生田村	2		越後国頸城郡	新潟県西頸城郡	生野町
025	市ノ江村	9		越後国頸城郡	新潟県上越市	立町
026	上今井中村	1		信濃国木内郡	長野県木内郡	豊田村
027	上田	1		信濃国小島郡	長野県上田市	
028	一本木村	3	8	信濃国小島郡	長野県上田市	
029	上一本木村	14		信濃国小島郡	長野県上田市	
030	西山村	10		信濃国安曇郡	長野県上田市	
031	穂ノ木村	12		信濃国安曇郡	長野県上田市	
032	天明村	11		信濃国安曇郡	長野県上田市	
033	松崎村	27	2	信濃国安曇郡	長野県上田市	
034	常光寺村	9		信濃国安曇郡	長野県上田市	
035	木部村	4		信濃国安曇郡	長野県上田市	
036	木部村	14		信濃国安曇郡	長野県上田市	
037	清水村	8		信濃国安曇郡	長野県上田市	
038	富之内村	16	2	信濃国安曇郡	長野県上田市	
039	田中村	6		信濃国安曇郡	長野県上田市	
040	宮本村	5		信濃国安曇郡	長野県上田市	
041	曾根原村	11		信濃国安曇郡	長野県上田市	
042	横道村	1		信濃国安曇郡	長野県上田市	
043	松川村	28	19	信濃国安曇郡	長野県上田市	
044	神ノ木村	10	8	信濃国安曇郡	長野県上田市	
045	坂取村	36	22	信濃国安曇郡	長野県上田市	
046	細野村	34	34	信濃国安曇郡	長野県上田市	
047	止谷村	15		信濃国安曇郡	長野県上田市	
048	中之郷村	15		信濃国安曇郡	長野県上田市	
049	十日市馬村	2		信濃国安曇郡	長野県上田市	
050	鏡山村	1		信濃国安曇郡	長野県上田市	
051	滝沢村	23	57	信濃国安曇郡	長野県上田市	
052	田見村	24		信濃国安曇郡	長野県上田市	
053	内藤村	3		信濃国安曇郡	長野県上田市	
054	池田町	7		信濃国安曇郡	長野県上田市	
055	北山村	1		信濃国安曇郡	長野県上田市	
056	堀之内村	13		信濃国安曇郡	長野県上田市	
057	牧村	5		信濃国安曇郡	長野県上田市	
058	新原村	4		信濃国安曇郡	長野県上田市	
059	青木花見村	2		信濃国安曇郡	長野県上田市	
060	青木新田村	1		信濃国安曇郡	長野県上田市	
061	狐島村	17		信濃国安曇郡	長野県上田市	
062	寺々方村	23		信濃国安曇郡	長野県上田市	
063	天原村	10		信濃国安曇郡	長野県上田市	
064	白金村	3		信濃国安曇郡	長野県上田市	
065	白梅村	4		信濃国安曇郡	長野県上田市	
066	古郷村	5		信濃国安曇郡	長野県上田市	
067	新田村	3		信濃国安曇郡	長野県上田市	
068	上押野村	14		信濃国安曇郡	長野県上田市	
069	下押野村	11		信濃国安曇郡	長野県上田市	
070	堀川原村	5		信濃国安曇郡	長野県上田市	
071	下堀金井村	18	5	信濃国安曇郡	長野県上田市	
072	田多井村	7		信濃国安曇郡	長野県上田市	
073	町	8		信濃国安曇郡	長野県上田市	

第3表 (続き)

番号	奇迹名所在地	奇迹名数 (俗名)	奇迹名数 (戒名)	江戸時代該当 国郡	現在該当県都市町村
074	下地村	3		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡堀金村
075	中地村	7		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡堀金村
076	岩原村	2		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡堀金村
077	飯倉村	16	148	信濃国安曇郡	長野県南安曇郡豊科村
078	飯倉村	2		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡豊科村
079	上中寄村	9		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
080	下中寄村	18	5	信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
081	下長尾村	6		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
082	南小倉村	12		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
083	北小倉村	35		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
084	野原村	17		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
085	二本村	12		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
086	花見村	2		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
087	北条村	6		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
088	小宗村	24		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
089	中塚村	11		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
090	上角形村	14		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
091	立田村	31		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
092	丸田村	1		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
093	岩田村	3		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
094	倉村	8		信濃国安曇郡	長野県南安曇郡三郷村
095	会田町	1	5	信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡四賀町
096	上波田村	11		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡波田町
097	中波田村	20		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡波田町
098	下波田村	16		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡波田町
099	竹田村	3		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡山形村
100	下大池村	1		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡山形村
101	小坂村	3		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡山形村
102	小野原村	8		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡朝日村
103	小野原新田村	9		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡朝日村
104	下内洗馬村	23		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡朝日村
105	吉見村	16		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡朝日村
106	野原村	9		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡朝日村
107	麻績十ヶ村	1		信濃国筑摩郡	長野県東筑摩郡麻績村
108	松本中町	10	13	信濃国筑摩郡	長野県松本市
109	松本中町	22	4	信濃国筑摩郡	長野県松本市
110	松本飯田町	1		信濃国筑摩郡	長野県松本市
111	松本博労町	18	3	信濃国筑摩郡	長野県松本市
112	松本町	21		信濃国筑摩郡	長野県松本市
113	小栗村	3		信濃国筑摩郡	長野県松本市
114	青島村	2		信濃国筑摩郡	長野県松本市
115	堀米村	24		信濃国筑摩郡	長野県松本市
116	堀米新田村	2		信濃国筑摩郡	長野県松本市
117	清村	8		信濃国筑摩郡	長野県松本市
118	鶴立町	7		信濃国筑摩郡	長野県松本市
119	小島村	1		信濃国筑摩郡	長野県松本市
120	伊深村	2		信濃国筑摩郡	長野県松本市
121	北小松村	11		信濃国筑摩郡	長野県松本市
122	堀原村	1		信濃国筑摩郡	長野県松本市
123	中村	1		信濃国筑摩郡	長野県松本市
124	村井町	1	4	信濃国筑摩郡	長野県松本市
125	大目村	5		信濃国筑摩郡	長野県松本市
126	小曾部村	13		信濃国筑摩郡	長野県松本市
127	水洗馬村	7		信濃国筑摩郡	長野県松本市
128	太田村	1		信濃国筑摩郡	長野県松本市
129	堀内村	16		信濃国筑摩郡	長野県松本市
130	上西条村	1		信濃国筑摩郡	長野県松本市
131	下西条村	3		信濃国筑摩郡	長野県松本市
132	長坂村	1		信濃国筑摩郡	長野県松本市
133	茂田井村	13		信濃国佐久郡	長野県北佐久郡立科町
134	折戸村	1		信濃国伊那郡	長野県木曾郡峯川村
135	宮本村	6		信濃国伊那郡	長野県上伊那郡辰野町
136	下松村	1		信濃国伊那郡	長野県下伊那郡下條村
137	橋場村	3		不明	不明
138	岩無山村	12		不明	不明
139	新田村	1		不明	不明
140	神田村	4		不明	不明
141	石口村	1		不明	不明
142	施主村名不明	7	1119	不明	不明
		1221	1458		

- 凡例 一、本表は富山県小矢部市に所在する真言宗寺院の観音寺に安置されている銅造地藏菩薩半跏坐像に刻まれた同尊施主の所在村やその江戸時代の該当国郡、現在の該当自治体市・町・村、各村ごとの施主数を示したものである。
- 一、各施主所在村ごとの施主数については、俗名で記載された施主と戒名で記載された施主を分けて示した。
- 一、本表の作成にあたっては、立山町史編纂室編「立山請来延命地藏銘 小矢部市観音寺境内安置」(1972年5月)の内容を活用させていただいた。
- 一、本表のなかで□印の箇所は文字が解読できなかった部分を示す。

3 小矢部市観音寺銅造地蔵菩薩半跏坐像銘文に見る 芦峯寺教蔵坊の信濃国の檀那場

3.1 小矢部市観音寺に安置される銅造地蔵菩薩半跏坐像の概略

富山県小矢部市観音町に所在する真言宗観音寺の前庭に安置されている銅造地蔵菩薩半跏坐像¹⁰⁾ (写真2の①)は、江戸時代までは芦峯寺閻魔堂の前庭に安置されていたものである¹¹⁾。それが、明治初年の神仏分離令にもとづく廃仏毀釈の影響を受け、まず、小矢部市俱利伽羅に所在する長楽寺へ移遷された後、さらに明治5年(1872)、観音寺に移遷され現在に至っている¹²⁾。

この尊像については、その蓮華座蓮弁に刻まれた銘文¹³⁾ (写真2の②)から、芦峯寺教蔵坊の衆徒照界が願主となり、文政8年(1825)7月に信州松本町立山講中から寄進されたものであることがわかる。

さて、教蔵坊が江戸時代後期に信濃国で檀那場を形成し、毎年勧進布教活動に訪れていたことは他の史料からわかるが¹⁴⁾、現在、同坊に関する檀那帳や廻檀日記帳などの史料が全く残っていないため、その実態は不明である。そこで、唯一の手がかりとして、この地蔵尊像に数多く刻まれている寄進者の所在地や人数を第3表にまとめてみた。なお、同表の作成にあたっては、立山町史編纂室編『立山請来 延命地藏銘 小矢部市観音寺境内安置』¹⁵⁾の内容にもとづいた。

3.2 銅造地蔵尊像の寄進者の分布状況

第3表を見ていくと、前掲資料集に記載された村数は約142村、俗名で記載された寄進者の総数が1221人、戒名で記載された寄進者の総数が1458人である。

俗名の寄進者が比較的多く分布する村としては、新潟県糸魚川市の水保村(16人)、同県能生町の高倉村(15人)、長野県大町市の上一本木村(14人)・松崎(27人)・須沼(14人)・笹之内(16人)、同県松川村の松川村(28人)・板取村(36人)・細野(34人)、同県池田町の正科村(15人)・中之郷村(15人)・滝沢村(23人)・渋田見村(24人)、同県穂高町の狐島村(17人)・等々力村(23人)、同県明科町の押野村(25人)、同県堀金村の下堀金村(18人)、同県豊科村の飯田村(16人)、同県三郷村の中荳村(27人)・小倉村(47人)・野沢村(17人)、同県梓川村の小室村(24人)・下角影村(14人)・立田村(31人)、同県波田町の波田村(47人)、同県朝日村の下西洗馬村(23人)・古見村(16人)・同県松本市街地(72人)・堀米村(24人)、同県塩尻市の小曾

第4表：小矢部市観音寺安置銅造地藏菩薩半跏坐像の銘文に見る同尊施主所在地の自治体市町村別分布状況

番号	該当県都市町村	村数	寄進者数 (俗名)	寄進者数 (戒名)
01	新潟県糸魚川市	13	60	0
02	新潟県西頸城郡能生町	10	52	0
03	新潟県西頸城郡名立町	1	2	0
04	新潟県上越市	1	9	0
05	長野県下水内郡豊田村	1	1	0
06	長野県上田市	1	1	0
07	長野県大田市	14	150	12
08	長野県北安曇郡八坂村	1	1	0
09	長野県北安曇郡松川村	4	108	83
10	長野県北安曇郡池田町	10	106	57
11	長野県南安曇郡穂高町	11	77	0
12	長野県南安曇郡堀金村	6	45	5
13	長野県南安曇郡豊科村	2	18	148
14	長野県南安曇郡三郷村	7	109	5
15	長野県南安曇郡梓川村	9	100	0
16	長野県東筑摩郡明科町	3	30	0
17	長野県東筑摩郡四賀村	1	1	5
18	長野県東筑摩郡波田町	3	47	0
19	長野県東筑摩郡山形村	3	7	0
20	長野県東筑摩郡朝日村	5	65	0
21	長野県東筑摩郡麻績村	1	1	0
22	長野県松本市	17	135	24
23	長野県塩尻市	8	47	0
24	長野県北佐久郡立科町	1	13	0
25	長野県木曾郡楢川村	1	1	0
26	長野県上伊那郡辰野町	1	6	0
27	長野県下伊那郡下條村	1	1	0
28	所在地不明	5	21	0
29	所在地未掲載	/	7	1119
		141	1221	1458

凡例 一、本表は第3表をもとに製作した。

部村 (13人)・堀ノ内村 (16人)、立科町の茂田井村 (13人) などがあげられる。

さらに、第3表にもとづき、寄進者を現在の行政区 (郡市町村) 別に区分して第4表を作成したが、その内容を見ていくと、まず、新潟県糸魚川市が13村で60人 (俗)、同県西頸城郡能生町が10村で52人 (俗)、同県同郡名立町が1村で2人 (俗)、同県上越市が1村で9人 (俗)、以上、新潟県は小計25村で123人 (俗) である。

次に、長野県大町市が14村で150人 (俗) と12人 (戒)、同県上田市が1村で1人 (俗)、同県松本市が17村で135人 (俗) と24人 (戒)、同県塩尻市が8村で47人 (俗)、同県下水内郡豊田村が1村で1人 (俗)、同県北安曇郡池田町が10村で106人 (俗) と57人 (戒)、同県同郡松川村が4村で108人 (俗) と83人 (戒)、同県同郡八坂村が1村で1人 (俗)、同県南安曇郡同郡穂高町が11村で77人 (俗)、同県同郡堀金村が6村で45人 (俗) と5人 (戒)、同県同郡三郷村が7村で109人 (俗) と5人 (戒)、同県東筑摩郡明科町が3村で30人 (俗)、同県同郡朝日村が5村で65人 (俗)、同県同郡麻績村が1村で1人 (俗)、同県同郡波田町が3村で47人 (俗)、同県同郡山形村が3村で7人 (戒)、同県北佐久郡立科町が1村で13人 (俗)、同県上伊那郡辰野町が1村で6人 (俗)、同県下伊那郡下條が1村で1人 (俗)、同県木曾郡栖川村が1村で1人 (俗)、以上、長野県は小計111村で1070人 (俗) と339人 (戒) である。その他、該当市町村不明が6村で28人 (俗) と1119人 (戒) である。

数値だけでなく、視覚的にも寄進者所在村の分布状況を捉えるため、地図上の該当部にドットリングして第3図と第4図を作成した。それらの図を見ていくと、寄進者は、まず、新潟県糸魚川市の市内や同市を流れる海川に沿った各集落 (新潟県道221号線に沿った各集落で真光寺・道平・御前山など)、同県能生町の能生川に沿った各集落 (新潟県道246号線や新潟県道485号線に沿った各集落で楨・溝尾・須川・川詰など) に分布している。さらに、長野県大町から塩尻までの区間では、国道147号線 (千国街道) に沿った各集落 (大町・上一本木・須沼・板取・細野・等々力・矢原・中荳など) や長野県道51号線に沿った各集落 (館之内・曾根原・渋田見・押野など)、松本市市街地 (本町・中町・飯田町など)、同県道25号線に沿った各集落 (牧村・岩原・田多井・小倉・小室・立田・波田・竹田など)、同県道315号線に沿った各集落 (長尾・野沢・立田など)、同県道449号線に沿った各集落 (竹田・大池・古見・小野沢など)、同県道292号線に沿った各集落 (針尾・小野沢・大日など)、塩尻周辺の各集落 (堀之内・西条など) などに分布している。

こうした分布状況を総合的に捉えると、教蔵坊の銅造地藏尊像の寄進者は、北アルプスに沿って延びる千国街道を機軸として、大町から塩尻までの区間でやや広がった帯のようなかたちで分布していることがわかる。

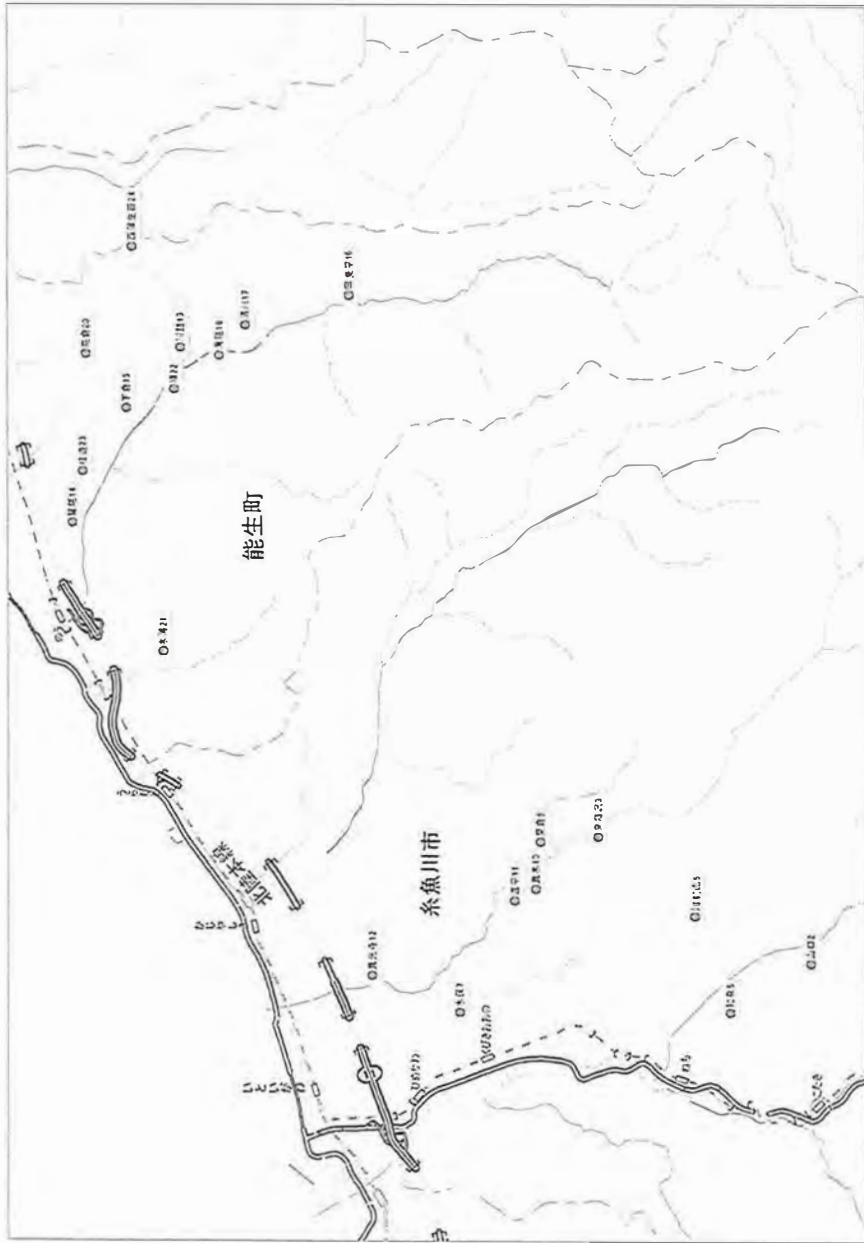
ところで、筆者は当初、銅造地藏尊像の寄進者の分布状況は、檀那帳のように衆徒と信徒の師檀関係を直接的に示した史料から導き出したものではないので、必ずしも、教蔵坊の檀那場そのものを表しているとは言い切れないと考えていた。それに加え、信濃国では教蔵坊以外に福泉坊や宝伝坊も檀那場を形成しており、これらの宿坊家の檀家が教蔵坊への銅造地藏尊像の寄進を一大事業とみなし、同じ立山大権現の靈験を信仰する同行として一連の寄進事業に協力した可能性もありえよう。もしそうであれば、寄進者たちのなかには教蔵坊の檀家のみならず、福泉坊や宝伝坊の檀家も混在していることになり、当然、寄進者の分布状況と福泉坊や宝伝坊の檀家の分布状況とのあいだには部分的に重なりが見られなければならない。しかし、第2章で示した福泉坊の檀那場と本章で示した銅造地藏尊像の寄進者の分布状況は、松本の青島村・北小松村・上竹田村・下竹田村の4村が重なっているものの、総体的にはほとんど重ならなかった。それゆえ、まず、福泉坊の檀家は教蔵坊への銅造地藏尊像の寄進にはほとんど関わっていなかったことがわかる。一方、宝伝坊の檀家はどうか。後章で詳述するが、宝伝坊は長野県の小谷村あたりに檀那場を形成していたと推測される。この地域を含む糸魚川から大町までの区間は教蔵坊の布教圏の空白域となっており、このあいだに宝伝坊が檀那場を形成していた可能性は極めて高い。宝伝坊も福泉坊と同様に、教蔵坊とは檀那場の境界線を定めていたと考えられる。以上の条件から推論を整理して述べると、本章で示した教蔵坊への銅造地藏尊像の寄進者の分布状況は、概ね教蔵坊の檀家の分布状況と合致し、すなわち教蔵坊の「檀那場」そのものを示していると考えられる。

なお、教蔵坊衆徒がこうした檀那場での廻檀配札活動でとった経路は、第3図と第4図に見られる寄進者の分布状況から推測すると、糸魚川市→能生町→大町市→八坂村→松川村→池田町→明科町→穂高町→豊科町→堀金町→三郷村→梓川村→松本市→波田町→山形村→朝日村→塩尻市→楢川村→辰野町であったことがわかる。

3.3 立山禪定登山の帰路に病死した教蔵坊の信濃国の信徒

芦峠寺一山会所蔵の古記録のなかに、教蔵坊が越後国糸魚川や信濃国上諏訪郡の村々で檀那場を形成していたことを示す史料が見られる。すなわち、教蔵坊が檀那場を形成していた信濃国と越後国から4人の信徒が立山を訪れ、禪定登山を行ったが、その帰路(嘉永2年6月28日)、信徒のひとり新右衛門が持病により病死した。そこで、同行の他の信徒が、亡くなった新右衛門について、郷里に納骨するため、芦峠寺一山の山法にもとづいての土葬ではなく、火葬を願い出たといった内容のものである¹⁰⁾。

この史料には信徒の出身地として信濃国上諏訪郡神戸村と同国同郡文出村、越後国糸



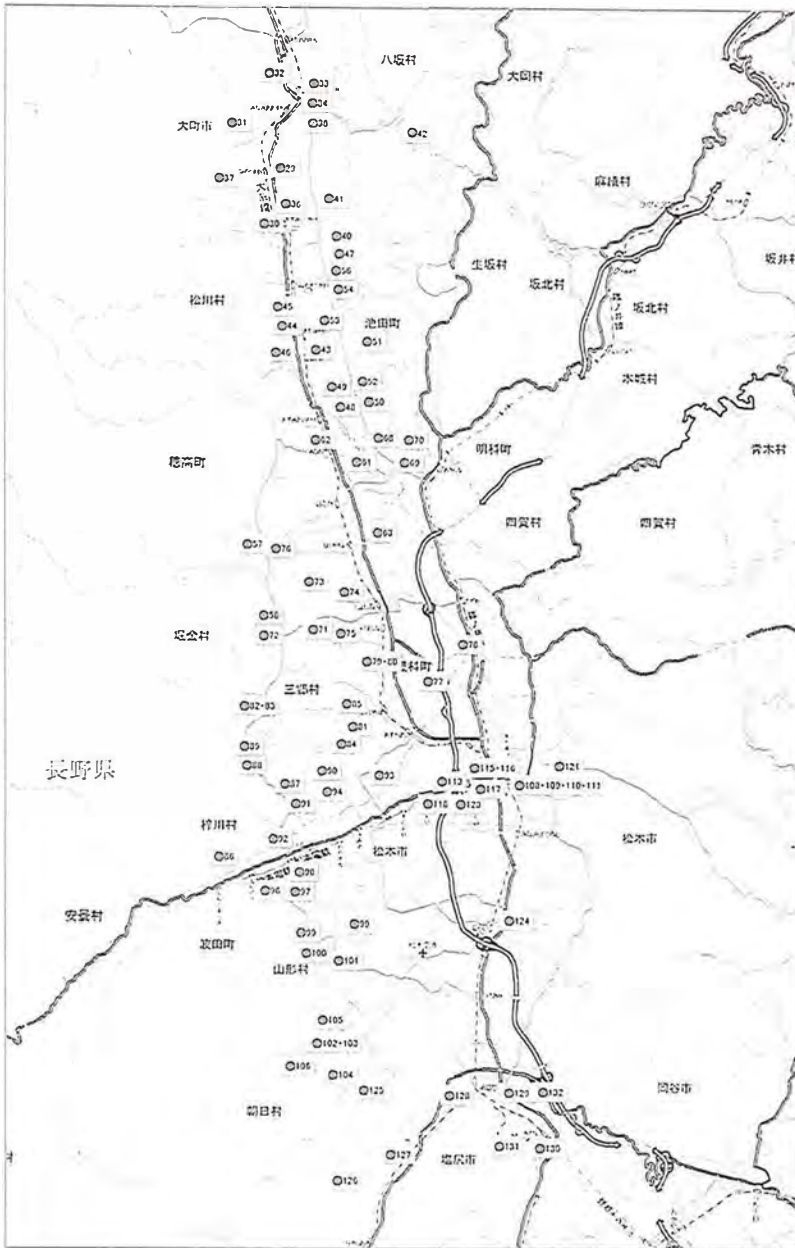
第3図：観音寺安置銅造地藏菩薩半跏坐像の施主の分布状況（糸魚川・能生の地域）

凡例 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジタル2（東日本）』を使用して作図した。

一、●印とその右横に記載された地名は施主所在村の分布を示す。

一、●印と各地名の右横に記載された番号は第3表の寄進者（施主）所在地村の番号と符合している。

0km 5.3km



第4図：観音寺安置銅造地藏菩薩半跏坐像の施主の分布状況（大町～松本～塩尻の地域）

- 凡例 一. 本図は昭文社の地図情報データベースソフト「スーパーマップル・デジタル2（東日本）」を使用して作図した。
- 一. ●印の右横に記載された番号は第3表の寄進者（施主）所在地村の番号と符合している。



魚川が記載されている。そして、神戸村の信徒は在家者であったが、文出村の信徒は極楽寺、糸魚川の信徒は法教寺で、いずれも寺院関係者であった。

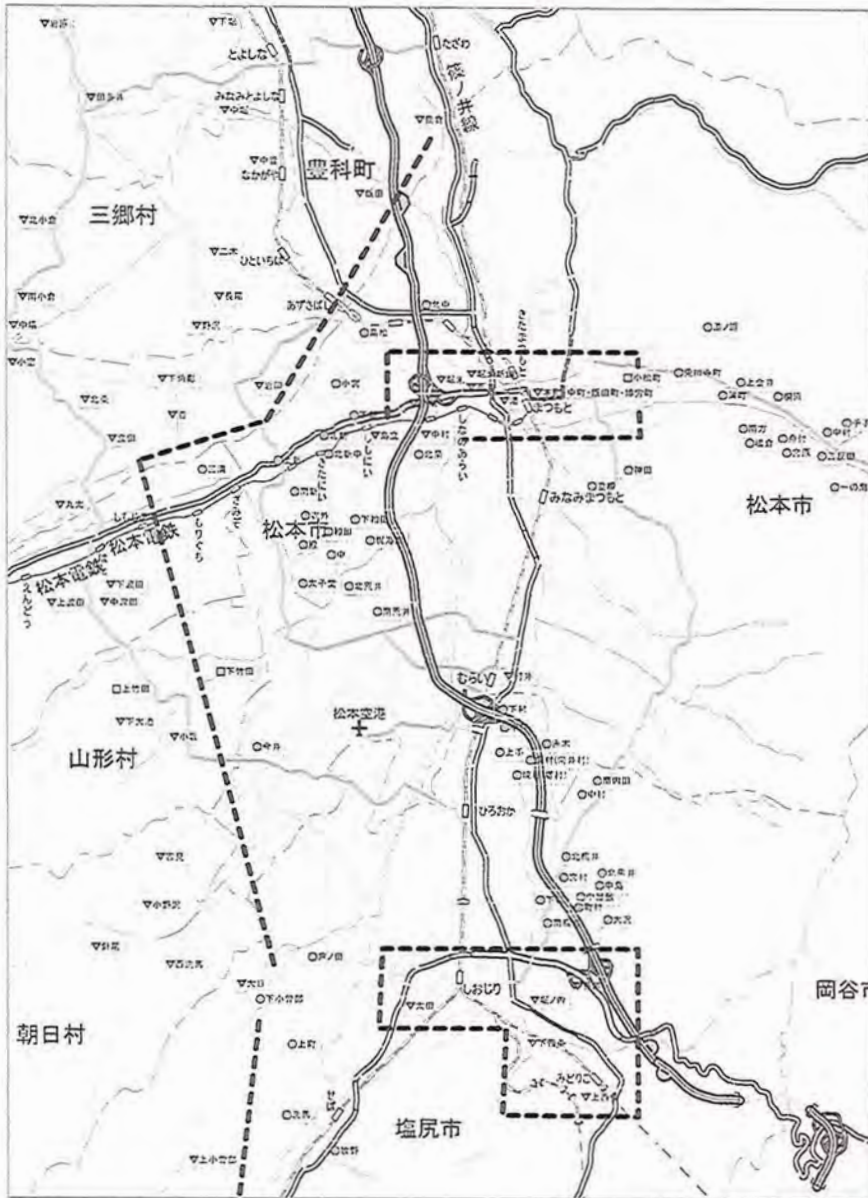
4 松本盆地に形成された福泉坊と教蔵坊の檀那場の入り組み状況

福泉坊と教蔵坊の布教線が行き当たる松本の城下町及びその周辺地域の状況について、前掲の第1図と第4図の松本周辺のデータを重ね合わせ、局地図として第5図を作成した。図中にふられている●印は福泉坊の檀家が所在する村を示している。同じく▼印は教蔵坊の檀家が所在する村を示している。同じく■印は福泉坊と教蔵坊の檀家が混在する村を示している。以下、第5図にもとづきながら、福泉坊と教蔵坊の檀那場の入り組み状況について検討を試みたい。

第5図を見ていくと、梓川を境界として、梓川下流右岸の扇状地上の平坦地に位置する北中から三溝に至る村々には福泉坊の檀家が分布する。一方、梓川を境界として、梓川下流左岸の熊倉や飯田、岩岡、下立田、丸田には教蔵坊の檀家が分布する。なお、第5図では梓川に沿って点線を施しているが、この線がそれぞれの宿坊家の檀那場の境界である。ただし、同じく図中に点線で囲んだ松本の城下町は飛び地のようにも見えるが、教蔵坊の檀那場であったようだ。そのため、福泉坊は入り込めず、これを取り巻くように、城下町の西側の地域の里山辺や入山辺の村々、あるいは、松本の城下町の南側の並柳村などの地域に檀那場を形成している。その他、広丘吉田・北熊井あたりは福泉坊の檀那場であり、一方、図中、点線で囲んだ西条のあたりは教蔵坊の檀那場であった。松本盆地の南西部の山縁にあたる波田や下大池・古見・西洗馬・小野沢・上小曾部・下小曾部は教蔵坊の檀那場であった。一方、中山道に沿った洗馬・牧野・日出塩には福泉坊の檀那場であった。なお、上竹田村・下竹田村の2村は両宿坊が入り組み配札を行い檀那場が重なっていたと思われるが、第5図において下立田から竹田、さらに図中に施した境界線で檀那場が区分されていたことがわかる。

檀那場が重なっていたと思われる村は、松本の青島村・北小松村・前述の上竹田村・下竹田村の4村である。さらに、総体的に見ていくと、松本の城下町及びその周辺の状況については、松本の城下町については教蔵坊が檀家を比較的多く抱えており、福泉坊はほとんど勧進布教に入り込んでいないようである。ただし、例外として北小松村については、福泉坊が檀家2軒、教蔵坊が地藏尊施主11人で、人数からすると全く問題はないのであろうが、形の上では一応入り組み配札となっているようである。

さて、以上の内容が示すとおり、松本の城下町及びその周辺地域の実態を局部的に見



第5図：信濃国松本・塩尻の地域における教蔵坊と福泉坊の檀那場の入り組み状況

- 凡例
- 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト「スーパーマップル・デジタル2（東日本）」を使用して作図した。
 - 一、▼印とその右横に記載された地名は芦峯寺教蔵坊の檀家所在村の分布を示す。
 - 一、●印とその右横に記載された地名は芦峯寺福泉坊の檀家所在村の分布を示す。
 - 一、■印とその右横に記載された地名は芦峯寺教蔵坊と芦峯寺福泉坊の両者の檀家が所在している村々の分布を示す。
 - 一、……は芦峯寺教蔵坊と芦峯寺福泉坊の互いの勧進布教活動地域の境界線を示す。





写真3の①

旧蔵宿坊家不明の明治15年の立山講社檀那帳〔表紙〕(芦畔寺雄山神社蔵)



写真3の②

旧蔵宿坊家不明の明治15年の立山講社檀那帳〔部分〕(芦峯寺雄山神社蔵)

ると、信濃国で檀那場を形成していた福泉坊と教蔵坊は、互いに檀那場が入り組まないように留意¹⁷⁾していたことがわかる。

さらに、こうした松本の城下町及びその周辺地域の檀那場の分布状況から檀那場の形成過程を推測すると、まず、千国街道に沿って檀那場を形成してきた教蔵坊の方が、福泉坊よりも早い段階から檀那場を開拓してきたものと思われる。教蔵坊が福泉坊より先に千国街道に沿って檀那場を開拓し、配札による収益が期待できる松本の城下町などの市街地にも檀那場を形成した。その後、福泉坊が美濃国・尾張国での廻檀配札活動の中核活動としながらも、さらに新規の檀那場の開拓を目指して、中山道を名古屋方面から松本方面に向かって布教線を延ばして行くのだが、その際、松本周辺に近づくや教蔵坊の既存の檀那場を避けるように、その合間を縫って、松本の城下町の市街地などではなく、それを取り囲むように周辺部の里山辺や入山辺に檀那場を形成したものと推測される。

5 宿坊家不明の明治15年の立山講社檀那帳に見る信濃国の檀那場

5.1 檀那帳の書誌

写真3 (①・②)の檀那帳は芦峯寺雄山神社に所蔵されている。形態は横帳で法量は縦12.1cm×横17.8cmである。表題として「立山講社 □□ 明治十五年二月□□」と記されており、この檀那帳が明治15年(1882)2月に、当時の立山講社¹⁸⁾の活動の中心となっ

5.2 檀那帳の内容のデータベース化と分析

5.2.1 檀那場が形成された地域と規模

檀那帳における表記の一例として写真3の②を見ていきたい。

長ノ県下信濃国更級郡

川中嶋ノ内四ツ屋ノ内中嶋村

四十六番邸 宿

→ 山本直左衛門 印

同五十番邸

→ 飯嶋久左衛門 印

同五十二番邸

→ 野本奎右衛門 印

長男與一

上氷鉋野村ノ内橋場

宿 九十八番邸

→ 中山恒治 印

上氷鉋野村ノ内荒屋組

三十番邸

札々宿 与フ事

→ 松橋彦右衛門 印

同村二十番邸 宿

→ 松橋卯市 印

同上村

十番邸

→ 丸田愛吉 印

八番地

→ 丸田彦助 印

このように、檀那帳にはいずれの丁にもほぼ同様に、檀家の住所や信徒名、定宿であるか否か、認印などが記載されている。

檀那帳の表記法は全体的にほぼこのようなものであるが、全丁にわたって翻刻文を掲

載することはできないので、檀那帳に記載された全信徒を対象として、掲載順にその居住地及び現在の該当行政区、明治9年(1876)の該当行政区、定宿であるか否か、立山参詣の有無、信徒職種(記載があるものだけ)などの情報に関するデータベース表を作成し、第5表として示した。同表にもとづいて檀那帳の内容を見ていくと、まず、檀那帳に記載された信徒総数は493人である。宿数は76軒であるが、それ以外に宿所や休憩所を示すと思われる記載として、「泊まり」の用語の表記が8軒、「休泊」の用語の表記が12軒、「休」の用語の表記が9軒見られる。

第6表は第5表にもとづき、信徒の居住地を村単位で集約し、その人数、定宿数、現在の該当行政区(郡市町村)、明治9年(1876)の該当行政区(県郡)などを提示したものである。同表にもとづいて檀那帳の内容を見ていくと、信徒の居住地(配札地)として記載された村数は159村である。また、1村あたりの信徒数が10人以上の村をあげると、長野県長野市の上水匏野村(20人・宿3軒)・保科村(23人・宿3軒)、同県更埴市の船山村の内寂蒔村(10人)、同県塩尻市の小曾部村の内長橋(12人・4軒)、同県小諸市の和田村(13人)・埼玉県妻沼村の上根村(10人・宿2軒)、同県熊谷市の玉井村(16人・1軒)などで数えるほどしかない。

第7表は、前掲の493人の居住地(衆徒の配札地)を対象として、現在の行政区別(県市町村別)の村数と信徒数・宿数を示したものである。まず、県別で見えていくと、富山県は村数3村・信徒数3人・宿数1軒、新潟県は村数14村・信徒数23人・宿数4軒、長野県が村数56村・信徒数240人で宿数37軒、群馬県は村数29村・信徒数76人・宿数14軒、埼玉県は村数52村・信徒数132人・宿数19軒、東京都は村数5村・信徒数19人・宿数1軒となっている。次に、信徒数が10人以上の市町村をあげると、富山県や新潟県には見られず、長野県では長野市が村数24村・信徒数139人・宿数22軒、更埴市が村数4村・信徒数15人・宿数0軒、塩尻市が村数3村・信徒数21人・宿数5軒、小諸市が村数3村・信徒数15人・宿数0軒、群馬県では松井田町が村数7村・信徒数14人・宿数3軒、安中市が村数6村・信徒数17人・宿数3軒、埼玉県では熊谷市が村数17村・信徒数54人・宿数8軒、深谷市が村数7村・信徒数13人・宿数3軒、妻沼村が村数3村・信徒数12人・宿数2軒、川本町が村数4村・信徒数12人・宿数0軒、江南村が村数3村・信徒数10人・宿数1軒、東京都では北区が村数3村・信徒数10人・宿数1軒などがあげられる。

さて、配札地は5県(富山県・新潟県・長野県・群馬県・埼玉県)1都(東京都)の広域にまたがって分布するが、先述のとおり、各市町村別に見ていくと1村につき信徒数が10人以上の村は数えるほどしかない。このような実態は先行研究で指摘されてきた檀那場に対するイメージと大きな異なりを見せている。すなわち、1国を1宿坊家が担

第5表 (その2)

掲載順	宿名	居住地 (配札地)	人数	宿	泊	休前	休	現在の読み市町村	明治9年の読み国郡	備考
067	五明芳之助	今里村の内 郡下地	1					長野市	長野県東成郡	
068	大日方治之 頼義方	上水郷野村の内 扇町151番地	2					長野市	長野県東成郡	
069	松橋幸之助	上水郷野村の内 茶屋組23番地						長野市	長野県東成郡	
070	松橋重兵衛	上水郷野村の内 茶屋組22番地						長野市	長野県東成郡	
071	松橋重太郎 (吉次郎)	上水郷野村の内 茶屋組22番地						長野市	長野県東成郡	
072	松橋重太郎	上水郷野村の内 茶屋組21番地						長野市	長野県東成郡	
073	酒井忠太郎	上水郷野村の内 茶屋組27番地						長野市	長野県東成郡	
074	西原信玄南門	上水郷野村の内 茶屋組27番地						長野市	長野県東成郡	
075	酒井八重郎	上水郷野村の内 茶屋組24番地						長野市	長野県東成郡	
076	酒井長之助	上水郷野村の内 茶屋組28番地						長野市	長野県東成郡	
077	松橋亮市	上水郷野村の内 茶屋組30番地						長野市	長野県東成郡	
078	東島玄文右衛門	上水郷野村の内 茶屋組26番地						長野市	長野県東成郡	
079	松橋七郎	上水郷野村の内 茶屋組18番地						長野市	長野県東成郡	
080	安部政右衛門	大塚村の内 北郷組150番地						長野市	長野県東成郡	
081	安部政右	大塚村の内 北郷組153番地						長野市	長野県東成郡	
082	宮嶋朝慶治	大塚村の内 北郷組136番地						長野市	長野県東成郡	
083	宮嶋合住	大塚村の内 北郷組30番地						長野市	長野県東成郡	
084	伊東芳吉	大塚村の内 北郷組87番地						長野市	長野県東成郡	
085	宮下道福	大塚村の内 北郷組81番地						長野市	長野県東成郡	
086	宮下尾之助	大塚村の内 北郷組71番地						長野市	長野県東成郡	
087	小宮山玄文	保科村 町組16番地						長野市	長野県上高井郡	
088	北澤高治	保科村 町組						長野市	長野県上高井郡	
089	山崎政代住	保科村 町組12番地						長野市	長野県上高井郡	
090	上真三	保科村 町組						長野市	長野県上高井郡	
091	家村福六郎	保科村 町組						長野市	長野県上高井郡	
092	中嶋角敏	保科村 町組						長野市	長野県上高井郡	
093	上林新五郎	保科村 町組						長野市	長野県上高井郡	
094	堀宗盛	保科村 町組						長野市	長野県上高井郡	
095	金井源次	保科村 町組						長野市	長野県上高井郡	
096	小宮山伊次郎	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
097	小宮山与兵衛	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
098	小宮山所伝南門	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
099	坂口富之助	保科村の内 次登						長野市	長野県上高井郡	
100	堀重左衛門	保科村の内 在家133番地						長野市	長野県上高井郡	
101	北野平治郎	保科村の内 在家						長野市	長野県上高井郡	
102	小山喜十郎	保科村の内 在家96番地						長野市	長野県上高井郡	印鑑に「信州高井郡保科村 喜印」とある。
103	竹本左平次	保科村の内 補田組279番地						長野市	長野県上高井郡	
104	竹内角敏	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
105	上沢真一	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
106	上沢喜右衛門	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
107	上沢市次夫	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
108	上沢徳右衛門	保科村の内 高岡						長野市	長野県上高井郡	
109	岸上小次郎	保科村の内 目方						長野市	長野県上高井郡	
110	小林宗右衛門	小嶋田村の内 田中						長野市	長野県東成郡	
111	岡澤徳十郎	小嶋田村の内 田中						長野市	長野県東成郡	
112	岡澤玄文南門 (平之介)	小嶋田村 高見組						長野市	長野県東成郡	
113	宮下織右衛門	小嶋田村 北村組100番地						長野市	長野県東成郡	
114	小林俊市	小嶋田村 北村組94番地						長野市	長野県東成郡	
115	清水玄十郎 (玄吉)	小嶋田村 北村組高番地						長野市	長野県東成郡	
116	清水義三郎	佐所本郷 清水氏(玄吉)の別荘						長野市	長野県東成郡	
117	中村忠盛	小嶋田村 北村組						長野市	長野県東成郡	
118	中村福敏	小嶋田村 北村組						長野市	長野県東成郡	
119	山田行左衛門	小原原村 中組						長野市	長野県東成郡	
120	内山庄右衛門	小原原村 北組						長野市	長野県東成郡	
121	五明政右衛門	今里村151番地						長野市	長野県東成郡	
122	町田角右衛門 (寛太郎)	今里村198番地						長野市	長野県東成郡	
123	山崎寅重	今里村26番地						長野市	長野県東成郡	
124	堀内市重	今里村196番地						長野市	長野県東成郡	
125	北澤現吉	今里村						長野市	長野県東成郡	
126	三村万惣吉	今里村						長野市	長野県東成郡	
127	宮嶋八十八	今井村の内 新屋25番地						長野市	長野県東成郡	
128	(宮嶋) 忠住	今井村の内 新屋25番地						長野市	長野県東成郡	
129	今井平七	今井本村184番地						長野市	長野県東成郡	
130	清水新之助	今井本村98番地						長野市	長野県東成郡	
131	清水寛治 (吉之助)	今井本村97番地						長野市	長野県東成郡	
132	子野虎之助	今井本村108番地						長野市	長野県東成郡	
133	酒井助一 (政之助)	今井本村101番地						長野市	長野県東成郡	
134	子野権右衛門 (元次)	今井本村131番地						長野市	長野県東成郡	
135	子野徳五郎 (安次)	今井本村122番地						長野市	長野県東成郡	
136	水原慶太郎	今井本村153番地						長野市	長野県東成郡	
137	清水宗盛 (重吉)	今井村の内 北原村744番地						長野市	長野県東成郡	
138	清水庄治	今井村の内 北原村74番地						長野市	長野県東成郡	印鑑に「川中地 北原町 味噌屋」とある。
139	宮嶋茂吉	今井村の内 北原村7番地						長野市	長野県東成郡	
140	山崎勝吉	今井村の内 北原村86番地						長野市	長野県東成郡	
141	山崎政八	今井村の内 北原村87番地						長野市	長野県東成郡	
142	水林天太郎	今井村の内 中村組119番地						長野市	長野県東成郡	
143	馬場喜十郎	今井村の内 中村組145番地 寺前						長野市	長野県東成郡	
144	小宮宗右衛門	南原村42番地						長野市	長野県東成郡	
145	吉川角敏	南原村49番地						長野市	長野県東成郡	
146	中嶋信彦	南原村72番地						長野市	長野県東成郡	
147	宮入重右衛門	布地高田村115						長野市	長野県東成郡	
148	宮坂川源治	布地高田村118						長野市	長野県東成郡	
149	(宮坂) 利平次	布地高田村118						長野市	長野県東成郡	
150	宮入太郎	布地高田村の内 内膳組91番地						長野市	長野県東成郡	
151	宮入喜右衛門	布地高田村の内 内膳組80番地						長野市	長野県東成郡	
152	宮入半左衛門	布地高田村の内 五反田組99番地						長野市	長野県東成郡	
153	関元次	布地高田村の内 五反田組108番地						長野市	長野県東成郡	

第5表 (その6)

掲載順	氏姓名	居住地(配札地)	人数	宿	治	体	体	現在の該当市町村	明治9年の該当国郡	備考
383	奈良原明作	上根村2番						大里郡友沼町	埼玉県桐生郡	
384	高橋新右衛門(新重郎)	上根村16番						大里郡友沼町	埼玉県桐生郡	
385	小林三郎	上根村						大里郡友沼町	埼玉県桐生郡	
386	田部半平内(守吉)	上根村						大里郡友沼町	埼玉県桐生郡	
387	田部非茂八郎	上根村						大里郡友沼町	埼玉県桐生郡	
388	長嶋北五郎	上根村2番地						大里郡友沼町	埼玉県桐生郡	
389	栗原金太郎	下奥富村14番地						狭山市	埼玉県入間郡	25年9月22日登山、25年63才
390	三河成兵衛	田嶋村14番地						大里郡友沼村	埼玉県桐生郡	
391	西本五郎	下合良村の内 草草 第127番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
392	青木重七	下合良村の内 草草 第125番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
393	吉田清作	下合良村の内 草草 第104番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
394	小林忠敏	下合良村の内 草草 第96番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
395	野中政平(政右衛門)	中合良村の内 町ノ140						熊谷市	埼玉県桐生郡	
396	野中政八(彦兵衛)	中合良村の内 町ノ145番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
397	石坂藤藏(金右衛門)	中合良村の内 町ノ24番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
398	石坂喜半治	中合良村の内 町ノ23番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
399	野添大次郎	中合良村2番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
400	石坂健吉	中(一) 全良村字石橋2番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
401	西田忠五郎	三井村の内 町30番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
402	西田馬五郎	三井村の内 町31番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
403	西田北兵衛	三井村の内 町34番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
404	鈴木源太郎(熊藏)	三井村の内 町35番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
405	今村忠八(政右郎)	三井村の内 町						熊谷市	埼玉県桐生郡	
406	谷嶋兵七	三井村の内 町						熊谷市	埼玉県桐生郡	
407	今井半雄(今井三)	今井村						熊谷市	埼玉県北埼玉郡	
408	四分吉兵左衛門	稲沼村1番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
409	上村千六	原嶋村の内 今家18番地						熊谷市	埼玉県大里郡	
410	多田政方(守平)	原嶋村の内 久保谷ノ80番地						熊谷市	埼玉県大里郡	
411	世良田盛海(養平守伍郎)	原嶋村の内 久保谷ノ						熊谷市	埼玉県大里郡	
412	吉岡末吉(孫五右衛門)	三井村の内 行原30						熊谷市	埼玉県桐生郡	
413	吉岡小右衛門(吉五郎)	三井村の内 行原						熊谷市	埼玉県桐生郡	
414	富田久末吉(半十郎)	三井村の内 行原						熊谷市	埼玉県桐生郡	地ノ
415	石川三五郎	三井村の内 前園						熊谷市	埼玉県桐生郡	
416	藤井勘一郎(勘左衛門)	三井村の内 後園1番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
417	藤井勘一郎(直助)	三井村の内 久保125番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	所ノ
418	藤井金七(伊左衛門)	三井村の内 久保						熊谷市	埼玉県桐生郡	近家
419	清水英五郎(忠右衛門)	三井村の内 今家95番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	近家
420	清水伊右衛門	三井村の内 今家94番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	近家
421	清水三代吉	三井村の内 今家93番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	近家
422	小畑次吉(長助)	新堀所田村の内 西首田33						熊谷市	埼玉県桐生郡	
423	新堀次郎(彦兵衛)	新堀所田村の内 西首田32						熊谷市	埼玉県桐生郡	
424	神原高次郎	新堀所田村の内 西首田						熊谷市	埼玉県桐生郡	
425	根岸傳次郎(仁右衛門)	新堀所田村の内 西首田1番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
426	北爪高五郎(善右衛門)	新堀所田村の内 東新田 第21番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
427	坂野三郎(要七)	大森生村60番地						熊谷市	埼玉県桐生郡	
428	坂野五郎(善右衛門)	上柳原村						熊谷市	埼玉県桐生郡	
429	坂野次郎(善右衛門)	上柳原村						熊谷市	埼玉県桐生郡	
430	増田彦右衛門(勇之助)	大森生村 下郷						熊谷市	埼玉県大里郡	
431	伊佐山祝次郎(清治郎)	大森生村 下郷						熊谷市	埼玉県大里郡	
432	松本源三郎(神道御藏 致丸七郎並長)	大森生村 神田36番地						熊谷市	埼玉県大里郡	
433	松本源三郎(長助)	大森生村 神田36番地						熊谷市	埼玉県大里郡	
434	飯田宗直	川原岡ノ村 第38番地						熊谷市	埼玉県大里郡	明治10年成(ノカ?)丑7月14日
435	飯田善治郎	川原岡ノ村						熊谷市	埼玉県大里郡	近家
436	飯田善八	明ノ447番地						深谷市	埼玉県桐生郡	明治10年-丑7月14日
437	馬場久五郎(英次郎)	瀬山村28番地						大里郡川奉町	埼玉県桐生郡	明治10年-丑7月14日、明治22年-丑
438	清水茂市(茂盛)	瀬山村						大里郡川奉町	埼玉県桐生郡	明治10年-丑7月14日、明治22年-丑
439	中嶋六下兵衛(静)	瀬山村35番地						大里郡川奉町	埼玉県桐生郡	
440	清水大太郎(長太郎)	瀬山村36番地						大里郡川奉町	埼玉県桐生郡	
441	清水吉兵衛	瀬山村						大里郡川奉町	埼玉県桐生郡	明治22年-丑
442	城野行次郎(藤吉)	上柳切村 郷						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
443	鶴田宗吉	上柳切村 郷						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
444	新井三郎治(前部兵衛)	上柳切村 郷						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
445	市川勝五郎(忠右衛門)	下柳切村 前原						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
446	市川勝五郎(茂藏)	下柳切村 前原						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
447	坂田政五郎(政右衛門)	下柳切村 前原						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
448	茂木利寿(辰十郎)	瀬山村102番地						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
449	小杉原次郎	瀬山村						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
450	林力太郎(次郎右衛門)	瀬山村						大里郡江南村	埼玉県大里郡	
451	馬場寛平(ノ左衛門)	瀬山村						大里郡江南村	埼玉県大里郡	

第5表 (その7)

掲載順	信札名	居住地(配札地)	人数	宿	泊	休泊	休	現在の該当市町村	明治9年の該当国郡	備考
452	高宗宗光寺	戸田村						熊谷市	埼玉県北埼玉郡	
453	眞言院	方谷村の内 東塚						熊谷市	埼玉県大里郡	
454	青井侯前部(左八)	戸田村33番地						熊谷市	埼玉県北埼玉郡	
455	中村教治部	佐谷川村の内 吉原56番地 植改						熊谷市	埼玉県大里郡	
456	三女右衛門	久下村 市高田						熊谷市	埼玉県大里郡	
457	三女左衛門(敬二)	久下村 市高田228番地						熊谷市	埼玉県大里郡	
458	菅谷海平(徳之進)	久下村 市高田						熊谷市	埼玉県大里郡	
459	竹井八右衛門(平三郎)	久下村 市高田						熊谷市	埼玉県大里郡	
460	金子孝三郎(山中屋)	長原村						入間市	埼玉県入間郡	
461	桑作次郎(湖助)	下加藤村						桶川市	埼玉県北埼玉郡	
462	桑四郎兵衛	下加藤村44番地						桶川市	埼玉県北埼玉郡	
463	大塚七郎兵衛	小針新宿村29番地						北足立郡伊奈町	埼玉県北足立郡	
464	荒井龍次郎	小針新宿村1番地						北足立郡伊奈町	埼玉県北足立郡	
465	荒井次郎左衛門(荒井親六の次父)	八越村40番地						廣市	埼玉県北足立郡	54年(敬?)
466	井高助右衛門	塚原村 251番地						廣市	埼玉県北足立郡	60年(敬?)
467	川崎甚平	塚原村 230番地						廣市	埼玉県北足立郡	56敬
468	川崎菊五郎	塚原村 233番地						廣市	埼玉県北足立郡	51年(敬?)
469	川崎菊三郎	塚原村 232番地						廣市	埼玉県北足立郡	50年(敬?)
470	坂橋権右衛門	前野村 字清水						坂橋区	東京都北豊島郡	
471	坂橋金藏	前野村 字清水						坂橋区	東京都北豊島郡	
472	坂橋八左衛門	前野村 字清水						坂橋区	東京都北豊島郡	
473	坂橋守三(字右衛門)	前野村 字清水						坂橋区	東京都北豊島郡	
474	坂橋源五郎	前野村 字清水131番地						坂橋区	東京都北豊島郡	
475	小村安五郎	前野村 字清水133番地						坂橋区	東京都北豊島郡	
476	小村輝四郎	前野村 字清水135番地						坂橋区	東京都北豊島郡	
477	高木太左衛門(善四郎)	上干藤村						北区	東京都北豊島郡	
478	高木太右衛門(六兵衛)	上干藤村1281番地						北区	東京都北豊島郡	
479	眞言宗西宮寺	上干藤村						北区	東京都北豊島郡	
480	小川半左衛門	輪田村						北区	東京都北豊島郡	
481	高木重右衛門(竹吉)	上干藤村 字南1194番地						北区	東京都北豊島郡	
482	高木久八(敬太郎)	上干藤村 1170番						北区	東京都北豊島郡	
483	山崎兵右衛門(文太郎)	上干藤村 字原1094番地						北区	東京都北豊島郡	
484	橋本庄右衛門	上干藤村1111番地						北区	東京都北豊島郡	
485	橋本勘兵衛	上干藤村						北区	東京都北豊島郡	
486	大郷兵四郎(万右衛門)	上干藤村 字原1071番地						北区	東京都北豊島郡	
487	松本久次郎	浦東255番地						北本市・浦安市	埼玉県北足立郡	神草入居、右者 乃崎村佐伯太郎 右衛門ノ生也。 俗儀八郎ノ二男 孝次郎也。
488	大塚政盛	高崎在唐崎村						高崎市	群馬県西群馬郡	八百屋店、旧小 針留大塚七郎兵 衛親父也。
489	鹿部善四郎	磯部村 字福井村						須賀郡三倉町	長野県須賀郡	
490	高平	磯部村 字福井村						須賀郡三倉町	長野県須賀郡	
491	佐藤海重	人見村						曾根郡松井田町	群馬県碓氷郡	
492	鈴木清七郎	忍保村						奥土郡上里町	埼玉県奥土郡	

- 凡例 一、本表は芦崎寺雄山神社が所蔵する芦崎寺宿坊家(宿坊名不明)の関東甲信越を対象とした檀那帳の内容を解説・整理して示したものである。
- 一、檀那帳に記載された檀家が分布する各町・村(宿坊家衆徒の配札地)や、それらの江戸時代の明治9年の該当国郡、現在の該当自治体の市・町・村、各町・村ごとの信徒数や宿数、信徒の立山参詣に関する記載などの情報を檀那帳のなかでの掲載順に従って書き出したものである。
- 一、檀家所在町・村(配札地)と江戸時代やあるいは現在のそれぞれの該当自治体を照合していく際には、『角川日本地名大辞典』の富山県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都の各巻を参照した。
- 一、本表のなかで□印の箇所は文字が解説できなかった部分を示す。

第6表：芦峠寺宿坊家（宿坊名不明）の関東甲信越の檀那場における檀家所在村一覧
（明治15年）

掲載順	配札地（信徒居住地）	信徒数	宿	泊	休泊	休	現在の該当市町村	明治9年の該当国郡
001	坂口新田村	1	1				中頸城郡妙高村	新潟県中頸城郡
002	松崎村	2	1				中頸城郡中郷村	新潟県中頸城郡
003	二本木村	3	1				中頸城郡中郷村	新潟県中頸城郡
004	小出雲村	1					新井市	新潟県中頸城郡
005	藤沢村	2					中頸城郡中郷村	新潟県中頸城郡
006	山崎村	1					北蒲原郡笹神村	新潟県北蒲原郡
007	三ヶ村	1	1				魚津市・滑川市	石川県下新川郡(明治16年富山県)
008	泊宿新町	1					下新川郡朝日町	石川県下新川郡(明治16年富山県)
009	中野町	1					下新川郡朝日町	石川県下新川郡(明治16年富山県)
010	須沢村	1					糸魚川市・青海町	新潟県西頸城郡
011	五智国分村	1					上越市	新潟県中頸城郡
012	直江津十軒町	1					上越市	新潟県中頸城郡
013	高田	4					上越市	新潟県中頸城郡
014	新井宿	2					新井市	新潟県中頸城郡
015	関山	2	1		1		中頸城郡妙高村	新潟県中頸城郡
016	二俣駅	1		1			中頸城郡妙高高原町	新潟県中頸城郡
017	関川駅	1		1			中頸城郡妙高高原町	新潟県中頸城郡
018	野尻駅	1					上水内郡信濃町	長野県上水内郡
019	柏原中町	1				1	上水内郡信濃町	長野県上水内郡
020	古間駅	2			1		上水内郡信濃町	長野県上水内郡
021	富濃村	1	1				上水内郡信濃町	長野県上水内郡
022	茅川村	1					上水内郡三水村	長野県上水内郡
023	倉井村	1					上水内郡三水村	長野県上水内郡
024	三輪村	1					長野市	長野県上水内郡
025	鶴賀村	1					長野市	長野県上水内郡
026	長野駅	1			1		長野市	長野県上水内郡
027	稲荷山町	1			1		更埴市	長野県更埴郡
028	屋代駅	1			1		更埴市	長野県埴科郡
029	上田原町	1			1		上田市	長野県小県郡
030	小諸町	1			1		小諸市	長野県北佐久郡
031	追分駅	1			1		北佐久郡軽井沢町	長野県北佐久郡
032	軽井沢駅	2			1	1	北佐久郡軽井沢町	長野県北佐久郡
033	栗ヶ原	1			1		碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
034	坂本駅	2					碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
035	梨ノ木（梨樹）	1				1	碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
036	松井田宿	2	1				碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
037	安中駅	2	1		1		安中市	群馬県碓氷郡
038	板鼻駅	2		1		1	安中市	群馬県碓氷郡
039	高崎阿ら町（新町）	1					高崎市	群馬県西群馬郡
040	倉賀野駅	1					高崎市	群馬県西群馬郡
041	久保寺村（窪寺村）	4					長野市	長野県上水内郡
042	川中嶋の内 四ツ屋の内 中嶋村	4	1				長野市	長野県更埴郡
043	上水飽野村	20	3				長野市	長野県更埴郡
044	今里村	7	1				長野市	長野県更埴郡
045	大塚村の内 北嶋村150番地	7	2				長野市	長野県更埴郡
046	保科村	23	3				長野市	長野県上高井郡
047	小嶋田村	8	2				長野市	長野県更埴郡
048	小松原村	2	1				長野市	長野県更埴郡
049	今井村	7					長野市	長野県更埴郡
050	今井本村	8	3				長野市	長野県更埴郡
051	戸部村	2					長野市	長野県更埴郡
052	南原村	3					長野市	長野県更埴郡
053	布施高田村	9	2				長野市	長野県更埴郡
054	布施高明村	5	1				長野市	長野県更埴郡
055	二ツ柳村	1					長野市	長野県更埴郡

第6表 (その2)

掲載順	配札地 (信徒居住地)	信徒数	宿	泊	休泊	休	現在の該当市町村	明治9年の該当国郡
056	石川村	4					長野市	長野県長野郡
057	塩崎村の内 長谷組	5	1				長野市	長野県更級郡
058	船山村の内 寂庵村地	10					更級市	長野県更級郡
059	鋳物師屋村	3					更級市	長野県埴科郡
060	上徳間村の内 中組	1					埴科郡戸倉町	長野県埴科郡
061	西原村	1					小諸市	長野県北佐久郡
062	新町駅	9	1		1		多野郡新町	群馬県緑野郡
063	熊谷駅	1		1			熊谷市	埼玉県大里郡
064	吹上村	1				1	北足立郡吹上町	埼玉県北足立郡
065	鴻巣駅	2					北本市・鴻巣市	埼玉県北足立郡
066	加茂宮村	1				1	大宮市	埼玉県北足立郡
067	大宮宿	1		1			大宮市	埼玉県北足立郡
068	浦和駅	1		1			浦和市	埼玉県北足立郡
069	差厨 (指扇)	2		1		1	大宮市	埼玉県北足立郡
070	戸田村戸田橋	1				1	戸田市	埼玉県北足立郡
071	板橋駅	2		1		1	板橋区	東京府北豊島郡
072	会村	3					長野市	長野県更級郡
073	田野口村	3					長野市	長野県更級郡
074	信田村大字田沢村の内 小田原耕地	7	2				長野市	長野県更級郡
075	南牧米田村	3					上水内郡信州新町	長野県更級郡
076	花見村	2	1				更級郡大岡村	長野県更級郡
077	網鳴村	4					長野市	長野県更級郡
078	奈河郷 (奈川村)	4	2				南安曇郡奈川村	長野県西筑摩郡
079	稲核村	3					南安曇郡安曇村	長野県南安曇郡
080	大池村の内 鶴爪	1	1				東筑摩郡山形村	長野県東筑摩郡
081	中大池村の内 中村	3					東筑摩郡山形村	長野県東筑摩郡
082	洗馬郷古見村の内 芝 野久保	8	1				塩尻市・松本市	長野県東筑摩郡
083	小曾部村の内 長橋	12	4				塩尻市	長野県東筑摩郡
084	塩尻宿迄出往來通訪跡	1					塩尻市	長野県東筑摩郡
085	和田宿	5					小県郡和田村	長野県小県郡
086	大門村の内 四泊村	1					小県郡長門町	長野県小県郡
087	長窪宿	4	1				小県郡長門町	長野県小県郡
088	入沢村	4	2				南佐久郡白田町	長野県南佐久郡
089	岩村田宿	5	2				佐久市	長野県北佐久郡
090	和田村	13					小諸市	長野県北佐久郡
091	五科村	1					碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
092	行田村の内 越泉村	2					碓氷郡松井田町	群馬県北甘楽郡
093	入見村	5	2				碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
094	上磯部村の内 新寺村	4					安中市	群馬県碓氷郡
095	中谷村	3	2				邑楽郡明和村	群馬県邑楽郡
096	黒岩村	8					富岡市	群馬県北甘楽郡
097	鷲宮村	2	1				安中市	群馬県碓氷郡
098	小金久保村	1					安中市	群馬県碓氷郡
099	下平村	2					利根郡片品村	群馬県利根郡
100	尾崎村	2					甘楽郡妙義町	群馬県北甘楽郡
101	下磯部村	6	1				安中市	群馬県碓氷郡
102	上豊岡村	1					高崎市	群馬県碓氷郡
103	川内村大字山田	1					山田郡大岡々町・桐 生市	群馬県山田郡
104	下瀧村	1	1				高崎市	群馬県西群馬郡
105	玉村駅	1	1				佐波郡玉村町	群馬県那波郡
106	飯倉村	6	1				佐波郡玉村町	群馬県那波郡
107	川井村	5	1				佐波郡玉村町	群馬県那波郡
108	鷲村	11					児玉郡上里町	埼玉県賀美郡
109	忍保村	6	2				児玉郡上里町	埼玉県賀美郡
110	石神村	1	1				児玉郡上里町	埼玉県賀美郡
111	藤岡 藤近町 (藤匠町 ?)	2	1				藤岡市	群馬県緑野郡
112	小林村	1					藤岡市	群馬県緑野郡
113	植竹村	1	1				児玉郡神川村	埼玉県賀美郡

第6表 (その3)

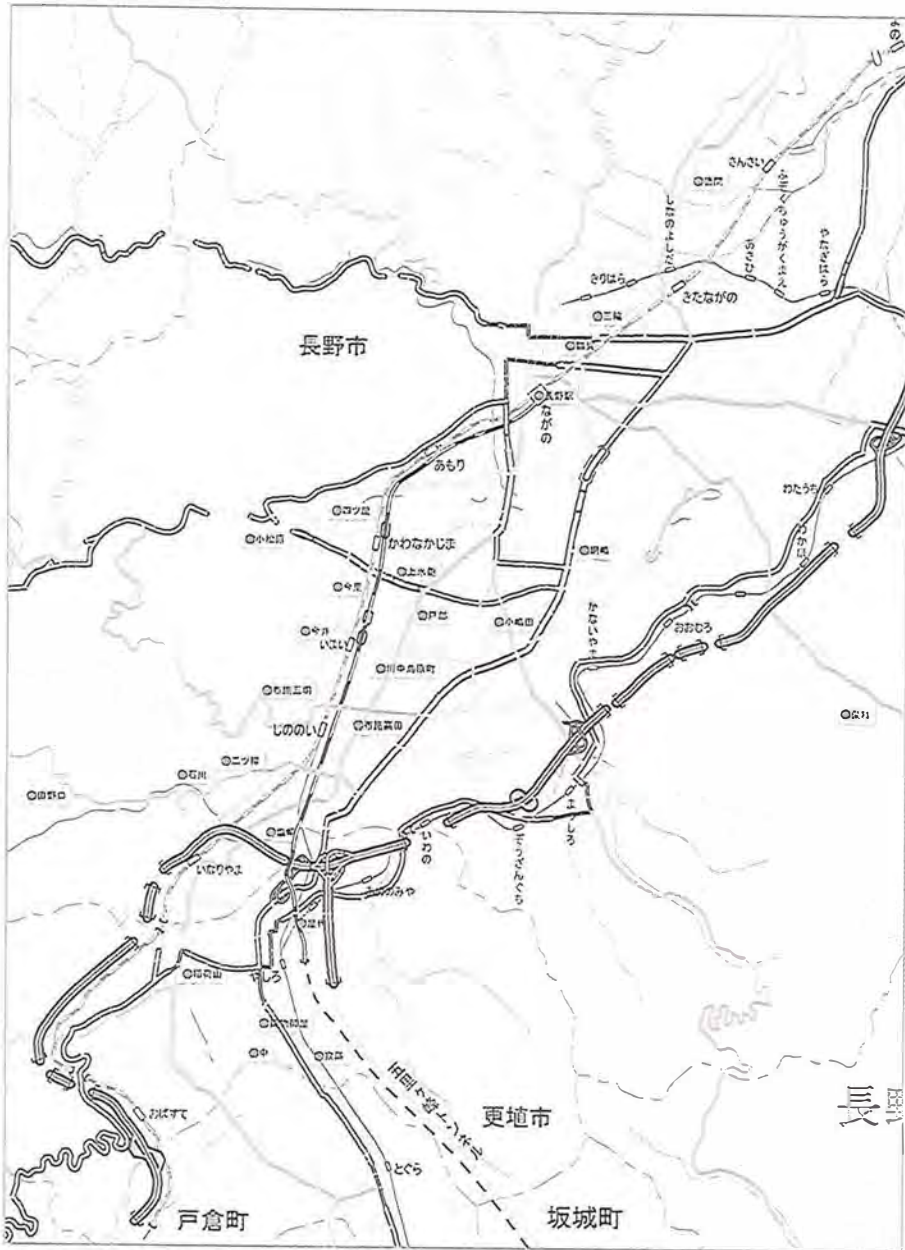
掲載順	配札地 (信徒居住地)	信徒数	宿	泊	休泊	休	現在の該当市町村	明治9年の該当国郡
114	荒川村	0					大里郡花園村	埼玉県榛沢郡
115	富田村の内 上郷	2					大里郡寄居町	埼玉県男衾郡
116	富山村	4					大里郡川本町	埼玉県男衾郡
117	田中村	2					大里郡川本町	埼玉県榛沢郡
118	上原村	1					大里郡川本町	埼玉県榛沢郡
119	境村	1					深谷市	埼玉県榛沢郡
120	折之口村	3	1				深谷市	埼玉県榛沢郡
121	柴崎村	1					深谷市	埼玉県幡羅郡
122	原郷村	5	1				深谷市	埼玉県幡羅郡
123	下江原村	1	1				深谷市	埼玉県幡羅郡
124	弥藤老村	1					大里郡妻沼町	埼玉県幡羅郡
125	上敷免村	1					深谷市	埼玉県榛沢郡
126	上根村	10	2				大里郡妻沼町	埼玉県幡羅郡
127	下奥宿村	1					狭山市	埼玉県入間郡
128	田嶋村	1					大里郡妻沼村	埼玉県幡羅郡
129	下奈良村の内 葉草	4					熊谷市	埼玉県幡羅郡
130	中奈良村	5					熊谷市	埼玉県幡羅郡
131	上奈良村	1					熊谷市	埼玉県幡羅郡
132	玉井村	16	1				熊谷市	埼玉県幡羅郡
133	今井村	1					熊谷市	埼玉県北埼玉郡
134	柿沼村	1					熊谷市	埼玉県幡羅郡
135	原嶋村	3	1				熊谷市	埼玉県大里郡
136	新堀新田村	5					熊谷市	埼玉県幡羅郡
137	久保嶋村	1					熊谷市	埼玉県幡羅郡
138	上川原村	2	1				熊谷市	埼玉県幡羅郡
139	大麻生村	4					熊谷市	埼玉県大里郡
140	川原明戸村	2					熊谷市	埼玉県大里郡
141	明戸村	1					深谷市	埼玉県幡羅郡
142	瀬山村	5					大里郡川本町	埼玉県榛沢郡
143	上押切村 郭	3					大里郡江南村	埼玉県大里郡
144	下押切村 前原	3					大里郡江南村	埼玉県大里郡
145	植春村	4	1				大里郡江南村	埼玉県大里郡
146	万吉村の内 平塚	1					熊谷市	埼玉県大里郡
147	戸出村	2	1				熊谷市	埼玉県北埼玉郡
148	佐谷田村の内 吉原	1					熊谷市	埼玉県大里郡
149	久下村 申新田	4	4				熊谷市	埼玉県大里郡
150	萩原村	1					入間市	埼玉県入間郡
151	下加納村	2	1				桶川市	埼玉県北足立郡
152	小針新宿村	2					北足立郡伊奈町	埼玉県北足立郡
153	塚越村	5					蕨市	埼玉県北足立郡
154	前野村 字清水	7					板橋区	東京都 豊島郡
155	上十條村	3	1				北区	東京都 豊島郡
156	稲附村	1					北区	東京都 豊島郡
157	下十條村	6					北区	東京都 豊島郡
158	磯部村 字福井村	2					埴科郡戸倉町	長野県埴科郡
159	高崎在唐崎村	1					高崎市	群馬県西群馬郡
160	住所未詳 清水民吉の別家	1					長野市か?	長野県更級郡か?
		493	76	8	12	9		

凡例 一、本表は第5表をもとに製作した。

第7表：芦峠寺宿坊家（宿坊名不明）の関東甲信越の檀那場における村数・信徒数・宿数の自治体市町村別分布状況（明治15年）

配札地の現在行政区	村数	信徒数	宿数	泊	休泊	休
富山県魚津市OR滑川市	1	1	1	0	0	0
富山県下新川郡朝日町	2	2	0	0	0	0
新潟県西頸城郡青海町OR糸魚川市	1	1	0	0	0	0
新潟県北蒲原郡笹神村	1	1	0	0	0	0
新潟県上越市	3	6	0	0	0	0
新潟県新井市	2	3	0	0	0	0
新潟県中頸城郡中郷村	3	7	2	0	0	0
新潟県中頸城郡妙高村	2	3	2	0	1	0
新潟県中頸城郡妙高高原町	2	2	0	2	0	0
長野県上水内郡信濃町	4	5	1	0	1	1
長野県上水内郡三水村	2	2	0	0	0	0
長野県上水内郡信州新町	1	3	0	0	0	0
長野県長野市	24	139	22	0	1	0
長野県更埴市	4	15	0	0	2	0
長野県更埴郡大岡村	1	2	1	0	0	0
長野県埴科郡戸倉町	2	3	0	0	0	0
長野県上田市	1	1	0	0	1	0
長野県坂城町	3	21	5	0	0	0
長野県東筑摩郡山形村	2	4	1	0	0	0
長野県南安曇郡安曇村	1	3	0	0	0	0
長野県南安曇郡奈川村	1	4	2	0	0	0
長野県小県郡和田村	1	5	0	0	0	0
長野県小県郡長門村	2	5	1	0	0	0
長野県小諸市	3	15	0	0	1	0
長野県佐久市	1	5	2	0	0	0
長野県北佐久郡藤井浜町	2	3	0	0	2	1
長野県南佐久郡白田町	1	4	2	0	0	0
長野県住所未掲載	0	1	0	0	0	0
群馬県碓氷郡松井田町	7	14	3	0	1	1
群馬県安中市	6	17	3	1	1	1
群馬県甘楽郡妙義町	1	2	0	0	0	0
群馬県富岡市	1	3	0	0	0	0
群馬県高崎市	5	5	1	0	0	0
群馬県藤岡市	2	3	1	0	0	0
群馬県佐波郡玉村町	3	12	3	0	0	0
群馬県多野郡新町	1	9	1	0	1	0
群馬県利根郡片品村	1	2	0	0	0	0
群馬県山形郡大岡々町OR桐生市	1	1	0	0	0	0
群馬県邑楽郡明和村	1	3	2	0	0	0
埼玉県児玉郡上里町	3	8	3	0	0	0
埼玉県児玉郡神川村	1	1	1	0	0	0
埼玉県熊谷市	17	54	8	1	0	0
埼玉県深谷市	7	13	3	0	0	0
埼玉県大里郡妻沼村	3	12	2	0	0	0
埼玉県大里郡花園村	1	0	0	0	0	0
埼玉県大里郡川本町	4	12	0	0	0	0
埼玉県大里郡江南村	3	10	1	0	0	0
埼玉県大里郡寄居町	1	2	0	0	0	0
埼玉県北足立郡吹上町	1	1	0	0	0	1
埼玉県北足立郡伊奈町	1	2	0	0	0	0
埼玉県北本市OR鴻巣市	1	2	0	0	0	0
埼玉県桶川市	1	2	1	0	0	0
埼玉県大宮市	3	4	0	2	0	2
埼玉県浦和市	1	1	0	1	0	0
埼玉県蕨市	1	3	0	0	0	0
埼玉県戸田市	1	1	0	0	0	1
埼玉県狭山市	1	1	0	0	0	0
埼玉県入間市	1	1	0	0	0	0
東京都板橋区	2	9	0	1	0	1
東京都北区	3	10	1	0	0	0
	159	493	76	3	12	3

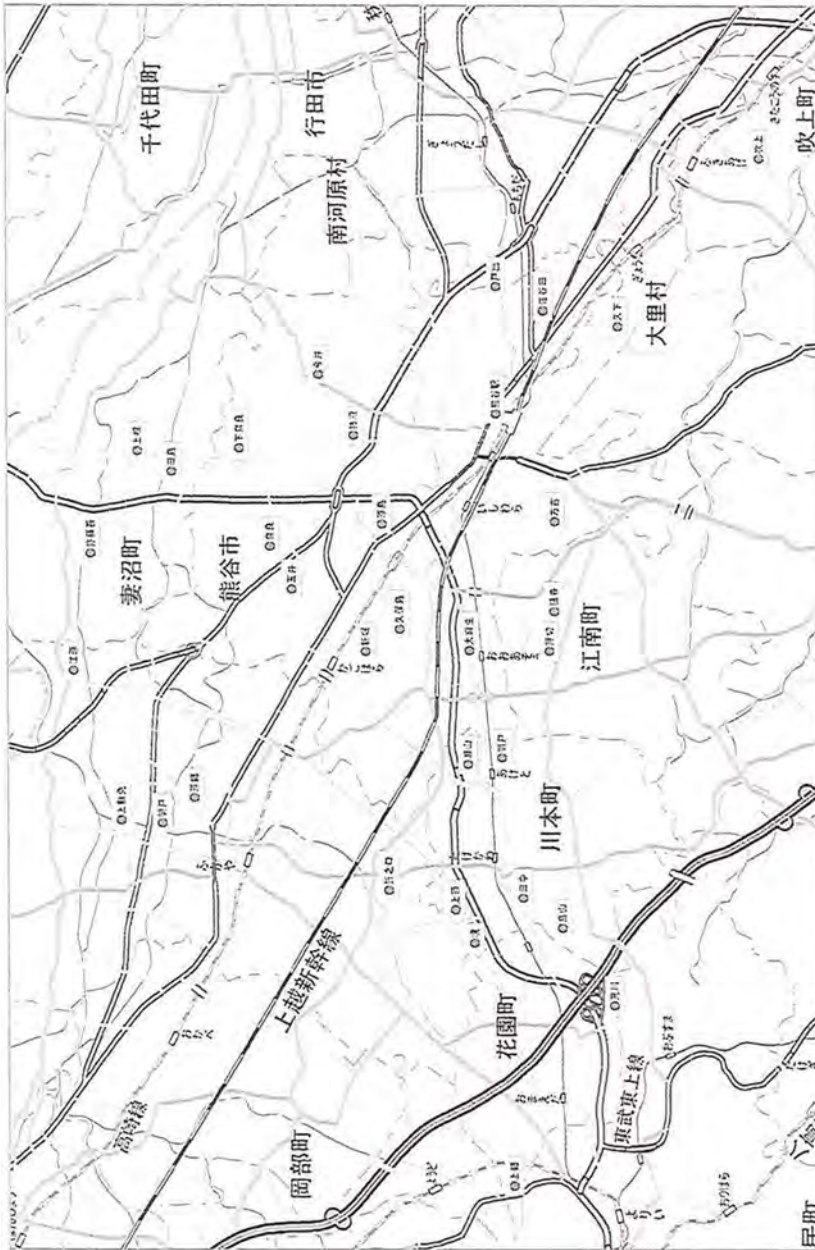
凡例 一、本表は第5表をもとに製作した。



第6図：関東甲信越の地域を棺那場とする芦峠寺宿坊家（宿坊名不明）の長野及びその周辺地域における檀家の分布状況（明治15年）

- 凡例 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト「スーパーマップル・デジタル2（東日本）」を使用して作図した。
 一、●印とその右横に記載された地名は檀家所在村の分布を示す。





第7図：関東甲信越の地域を樞那場とする芦峯寺宿坊家（宿坊名不明）の熊谷及びその周辺地域における樞家の分布状況（明治15年）

- 凡例 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジタル2（東日本）』を使用して作図した。
 一、●印とその右横に記載された地名は樞家所在村の分布を示す。



当するといった、従来の定説とかけ離れ、国割りどころか檀那「場」といった「面」的な広がりなきわめて少ないのである。しいて、檀那「場」的な地域をあげるとすれば、村数24村・信徒数139人の長野市（第6図）と村数17村・信徒数54人の熊谷市（第7図）、村数3村・信徒数21人の塩尻市ぐらいであろう。このような実態は、これまで指摘してきた江戸時代における善道坊の三河国や福泉坊の美濃国・尾張国での廻檀配札活動のように、庄屋に実質的な配札を村単位で委託するような形態ではない。おそらく、A坊の衆徒は、各村にわずかな人数ずつ存在する講社員たちの自宅を一軒一軒訪ねていたものと推測される¹⁹⁾。

5.2.2 配札経路

檀那帳のなかでの各配札地の掲載順は第5表に示すとおりであるが、新潟県の妙高村にはじまったかと思うと、富山県の朝日村がその後にくたり、新潟県の上越市から流れよく群馬県の高崎市まできたかと思うと、長野市に戻ったり、はたまた埼玉県各市に移ったりと、配札地域が極端に前後している。それゆえ、この順序は必ずしも衆徒が実際に配札して廻った経路を順々に示しているとはいえない。

一方、檀家の分布状況を地図上に印してみると、越中から江戸に向かう基本経路、すなわち、加賀藩の参勤交代道でもある北陸道、北国街道、中山道の街道が通る村やその沿線の村に分布している（若干はずれることもある）。

次に、おそらく衆徒がたどったと思われる配札経路を現在の行政区単位でたどっていくと次のとおりである。

魚津市・滑川市→朝日町→青海町・糸魚川市→上越市→新井市→中郷村→妙高村→妙高高原町→信濃町→三水町→長野市・信州新町・大岡村→更埴市→戸倉町→上田市→小諸市→軽井沢市→松井田町・妙義町→安中市・富岡市→高崎市→玉村町・藤岡市・新町→上里町・神川村→深谷市・妻沼市・花園村・川本町・江南村・寄居町→熊谷市→吹上町→鴻巣市→北本市→桶川市→伊奈町→大宮市→浦和市→蕨市→戸田市の経路が想定される。

その他、上記の基本的な経路から大きくはずれているが、佐久市→臼田町→長門町→和田村→松本市→塩尻市→山形村→安曇村→奈川村といった経路上や、単独的な檀家の所在地として片品村、桐生市、明和村などの村にも檀家が存在していた。

6 祠堂金控帳（宿坊家不明の袋綴の冊子）

第5章で分析した檀那帳と内容が部分的に一致する祠堂金控帳（写真4）が現存して

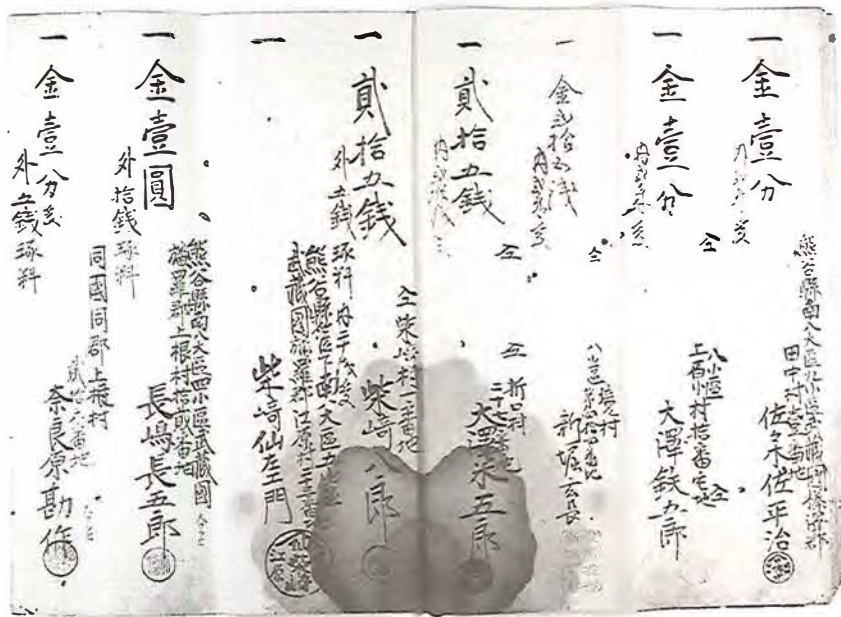


写真4

祠堂金控帳〔旧蔵宿坊家不明の冊子〕（芦峯寺雄山神社蔵）

いる。この祠堂金控帳は芦峯寺雄山神社の所蔵である。同帳には表紙と表題はない。形態は袋綴の冊子で法量は縦28.5cm×横21.5cmである。成立年代及び所持坊を示すような記載は全く見られない。ただし、成立年代については、同帳では信濃国長野県の檀家の住所が大区小区制で示されており、同帳が明治7年（1874）から明治9年（1876）の間に成立したことがわかる。なお、檀那帳に記載された信徒の住所に「熊谷県」の表記が使用されているが、熊谷県は明治6年（1873）6月15日にそれまでの群馬県が南隣の間県と合併して熊谷県となったもので、その後、明治9年（1876）8月21日に群馬県が成立している。それゆえ、先述の長野県の大区小区制と合わせて考察しても、明治7年（1874）から明治9年（1876）までには、この祠堂金控帳は成立していたことになる^{20）}。

さて、この祠堂金控帳の内容を分析するために、まず、データベース表を作成した。第8表は祠堂金控帳に記載された全信徒名を掲載順にあげ、さらに、その居住地（配礼地）や定宿の有無、明治9年（1876）時の該当行政区、祠堂金の受領見込額と不足額な

どの内容を示したものである。

帳面に記載された信徒数は59人で、そのうち34人の信徒（第8表の掲載順の項目のところ●印が付られているもの。▲印は同じ檀家でありながら代替わりで姓は替わらないが名前が替わった信徒）が第4章で分析した檀那帳にも掲載されている。さらに、信徒名のうち、姓や居住地は替わらないものの、名前が代替わりで替わったと思われる檀家も数件見られる。

信徒の居住地（衆徒の配札地）は長野県水内郡、埴科郡、更級郡、碓氷郡、甘楽郡、群馬郡、緑野郡、男衾郡、榛沢郡、幡羅郡、大里郡、埼玉郡の村々に少人数ずつ点在している。

詳細な村単位の分布は次のとおりである。長野後町、森村、上氷鉋村、今井村、松井田（以上の村は全て信徒が1人ずつ）、郷原村（3人）、人見村（2人）、中野谷村（3人）、黒岩村（4人）、鷲宮村（2人）、下磯部村（2人）、高崎歌川町（1人）、藤岡鷹匠町（1人）、藤岡通一丁目（1人）、畠山村（4人）、田中村（1人）、上原村（1人）、境村（1人）、折口村（1人）、柴崎村（1人）、江原村（1人）、上根村（5人）、奈良村（6人）、原嶋村（2人）、玉井村（2人）、新堀新田村（2人）、久保嶋村（1人）、上川原村（2人）、下押切村（1人）、榎春村（2人）、熊谷宿鎌倉町（1人）、戸出村（1人）である。

これらのうち熊谷県松井田の坪井吉平宅が宿家として記されている。

ところで、それぞれの信徒に対し、宿坊家衆徒への祠堂金の受領見込額が示されているが、その合計は7円21分48朱395銭である。一方、各檀家における見込金額の不足分の合計は7分32朱79銭である。そうすると、宿坊家衆徒が実際に受領した金額は7円14分16朱316銭となる。換算すると14円2分16銭となる。

7 信濃国に檀那場を形成していた宝伝坊

芦峠寺一山会所蔵の古記録を見ていくと、宝伝坊が信濃国で檀那場を形成していたことがわかる³¹⁾。しかし、史料からは、宝伝坊が一体どの地域で檀那場を形成していたのかといった点は明らかにすることができない。

そうしたなかで、かつて筆者は、富山市梅沢町に所在する天台宗圓隆寺の住職佐伯立光氏から、芦峠寺宝伝坊の文政12年（1829）の布橋灌頂会勸進記³²⁾の部分的な写真を拝見させていただいたが、唯一この史料が宝伝坊の檀那場を推測させる手がかりとなっている。この史料は長野県小谷村の某家所蔵で、同家の御主人が佐伯氏に書簡でその史料に対する見解を求められたそうである。しかし、残念ながら、筆者が先年、同家に確認

第8表：長野県・熊谷県・埼玉県を檀越場とする芦峠寺宿坊家（宿坊名不明）の祠堂金控帳（明治9年頃）

現住所	信託者	信託所在地	所有地種別	人数	間	分	米	銭	備考	分2	米2	銭2
017 上野原長野	長野後町百蔵	長野市西野町1区3小区赤内町	所有地	1	1	1						
018 上野原長野	長野	長野市西野町1区3小区赤内町	所有地	1	1	1						
019 中山宿坊▲	上野原町5番地	長野県信濃郡16大区5小区東松原	所有地	1	1	1						
020 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
021 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
022 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
023 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
024 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
025 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
026 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
027 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
028 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
029 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
030 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
031 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
032 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
033 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
034 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
035 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
036 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
037 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
038 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
039 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
040 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
041 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
042 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
043 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
044 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
045 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
046 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
047 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
048 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
049 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
050 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
051 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
052 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
053 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
054 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
055 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
056 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
057 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
058 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
059 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
060 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
061 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
062 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
063 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
064 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
065 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
066 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
067 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
068 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
069 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
070 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
071 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
072 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
073 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
074 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
075 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
076 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
077 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
078 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
079 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
080 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
081 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
082 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
083 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
084 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
085 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
086 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
087 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
088 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
089 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
090 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
091 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
092 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
093 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
094 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
095 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
096 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
097 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
098 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
099 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						
100 香取宿坊	香取北家	長野県信濃郡16大区4小区東松原	所有地	1	1	1						

凡例 一、本表は、芦峠寺山内村が所収する芦峠寺宿坊家（宿坊名不明）の長野県・信濃郡・埼玉県の檀家を対象とした祠堂金控帳の内容を解説・整理して示したものである。
 二、信託名の項目中に付られた●印は、芦峠寺山内村が所収する芦峠寺宿坊家（宿坊名不明）の祠堂甲信越を対象とした明治15年の前原帳に記載が見られる信託を示す（第5表に掲載されている信託を示す）。
 三、信託名の項目中に付られた▲印は、芦峠寺山内村が所収する芦峠寺宿坊家（宿坊名不明）の祠堂甲信越を対象とした明治15年の前原帳に檀家として記載が見られるが、代付わりで信託名が替わった事例を示す。
 四、表中の「間」、「分」、「米」、「銭」は祠堂金控帳に記載された祠堂金の受納見込み金額を示す。一方、「分2」、「米2」、「銭2」は各檀家から力添に受領した祠堂金が、宿坊見込んでいた金額に不足していた場合の差額を示す。

した際には、その史料は所在不明になっていた。

ところで、前章で、千国街道沿線は教蔵坊の布教が行き届いていた地域であることを指摘したが、ただし、宝伝坊の布橋灌頂会勸進記が残っていた小谷村も含む糸魚川以降の大明までの区域には、先述の教蔵坊の銅造地藏尊に対する寄進者が全く見られない。あくまでも推測に過ぎないが、筆者はこうした千国街道沿いに見られる教蔵坊の信仰圏以外の空白域が、実は宝伝坊の檀那場だったのではないかと推測している。

8 江戸時代中期に信濃国に檀那場が形成されていた可能性について —正徳元年の信濃国同行による山越え立山参詣について

本稿では、前章まで、芦峯寺衆徒が江戸時代から明治時代中期にかけて、信濃国各地やその周辺国の各地で形成していた檀那場について、特にその分布状況を示してきたが、江戸時代後期以前に信濃国の檀那場が形成されていたことは、以下の事象からうかがわれる。

正徳元年（1711）6月27日、岩峯寺山番衆徒は立山の一ノ越に登ってきた信濃国の同行5人を拘束し、山麓の岩峯寺に連行した。そして、この事件について芦峯寺が同年（1711）7月5日付けで口上書を加賀藩奉行所に提出している^{23）}。

また、同年（1711）7月22日にも、岩峯寺山番衆徒は信州から北アルプスの山々を越えて立山参詣にやって来た同行12人を拘束し、岩峯寺に連行した。芦峯寺の案内者の者が同行たちを室堂で待ち受ける手筈であったのだが、間が悪く岩峯寺に連行されたのだった。芦峯寺衆徒・社人中が岩峯寺で同行たちに接見したところ、信州松本領一本木村からやって来たことがわかった。芦峯寺衆徒・社人中はこの一件について口上書を藩に提出した^{24）}。

さて、これらの事件に関しては、既に廣瀬誠氏や奥田淳爾氏によって解釈・位置づけがなされており^{25）}、それ以上に指摘するほどの実証的な新知見はないが、この事件に対する筆者なりの若干の推論を提示しておきたい。

まず、北アルプスの山々を越えてきたのが「同行」であったことに大きな意味がある。「同行」とは、『日本国語大辞典 第14巻』（635頁、小学館、日本大辞典刊行会編、1975年3月1日）によると、「①志（こころざし）を同じくする人々。（イ）信仰・修行を同じくする仲間。同じ道の修行者。特に、浄土真宗の信者をいい、禪宗では「どうあん」という。（ロ）つれだって神仏に参詣する人々。巡礼の仲間。（ハ）町内の者が集まって行なう講の仲間。また、念仏講の仲間。」などの解説が見られ、宗教者的な意味合いが強い。

それゆえ、上記史料中の同行も立山参詣のためにやってきた信徒たちと考えて概ね間違いはなかろう。

そうすると、既に、信濃国側に分布や規模は定かではないが、檀那場が形成されているものと推測される。ましてや、芦峠寺衆徒と同行たちは山中室堂で合流して立山参詣を行う予定だったというから、そうとう両者間の連絡がしっかりしていないといけない。そう考えると、やはり、信濃国側の同行たちは既に芦峠寺の宿坊家と師檀関係を結んでいた信徒たちだったと推測されるのである。

ところで、正徳期の北アルプス越え立山参詣者の捕縛事件は大きな意味を持つ。これは後の加賀藩の国境政策にも影響を与えている。具体的に説明すると、宝永期から正徳期にかけては、立山の宗教的権利をめぐる芦峠寺と岩峠寺の争論が激化している時期であり、この事件は岩峠寺側の芦峠寺側に対する一種のいやがらせと考えられる。この小競り合いが偶然加賀藩に対して表面化し、加賀藩が北アルプス越えの立山参詣の問題点に気づくところとなり、加賀藩の芦峠寺に対する規制が始まったのである。すなわち、通常の街道に設けられた関所の抜け道にならないように、山越えの道を封鎖しようとした。それには、芦峠寺宿坊家が信濃国側の信徒との待ち合わせに利用していた立山山中諸堂舎などの管理権を芦峠寺一山から奪う方策が有効であった。正徳元年（1711）に加賀藩が芦峠寺と岩峠寺の両寺に対して下した立山の宗教権利に関する判決は、加賀藩領国外での廻檀配札活動を得意とする芦峠寺を立山から遠ざけ、岩峠寺に立山を管理させるといった内容であった。そして、それは馬場を越中側に一元化するという大きな意味を持った。芦峠寺はそれまでのように、立山の室堂や一の越で、信州側から北アルプスの山々を越えてやって来る檀那場の信徒たちを向かえることができなくなった。信濃国の檀那場の信徒たちは、面倒ではあるが、往来手形を用意して、回り道ではあるが、否応なしに日本海側に出て街道の関所も通り、正規のルートで立山参詣を行うこととなった。芦峠寺宿坊家のうちで信濃国に檀那場を形成していた坊家にとっては、大きな痛手だったと思われる。

加賀藩がこのように国境政策として馬場の一元化²⁶⁹を図った背景には、同じく加賀藩領内に所在する白山の争論に手を焼いていたといった状況があったからであろう。白山の場合は、加賀馬場の白山本宮以外にも、越前・美濃の他国にも馬場及び宗教組織が存在したがために、山の宗教的な利権をめぐる争論が絶えなかった。最終的には、争論に徳川幕府が介入し、白山は天領となり、加賀藩は白山支配からの撤退を余儀なくされた。こうした事件が加賀藩には大きな教訓となったと考えられる。ただし、白山の場合は、馬場が加賀藩の他国の越前と美濃にも存在し、とりわけ越前の場合は徳川家譜代大

名藩であり平泉寺の力も強力であったため争論となるときわめて不利であった。これに対し、立山の場合は、加賀藩は江戸時代初期からその奥山までも調査をさせ、藩領として領界宣言をしていたこともあり、また、北アルプスを挟んで隣国の松本藩が立山に対してはそれほど強い意識を持たなかったため、加賀藩としては案外思い通りに支配を強化していくことができたのである。

おわりに

以上、本稿で検討してきた結果を以下、簡略にまとめておきたい。

①信濃国で檀那場を形成していた宿坊家

立山山麓芦畔寺村の38軒の宿坊家のうち、信濃国で檀那場を形成していた宿坊家は福泉坊・教蔵坊・宝伝坊・宿坊名不明の1坊（本稿では「A坊」と表記している）であった。

②各宿坊家が形成した檀那場の規模

福泉坊とA坊の檀那帳を解説・分析した結果、それぞれの檀那場の規模は次のとおりである。福泉坊の檀那場については、配札村数が106村、信徒総数が1086人、宿数が35軒、1村あたりの平均信徒数が約10人である。一方、A坊の檀那場については、配札村数が159村、信徒総数が493人、宿数が76軒、1村あたりの平均信徒数が3人である。なお、教蔵坊については、同宿坊家に銅造地藏尊像を寄進した人々（施主）の分布状況から檀那場の地域を推測したため、その具体的な規模は不明である。ただし、寄進者の所在する村数は約140村ほどである。

③各宿坊家が形成した檀那場の分布状況

教蔵坊は現在の糸魚川市や能生町、さらに、大町から松塩尻市にかけての国道147線（千国街道）や県道51号線・同25号線・同449号線・同292号線に沿った各地域、松本市街地などに檀那場を形成している。福泉坊は上松町から松本市にかけての中山道に沿った各地域に檀那場を形成している。A坊の檀那場は、富山県・新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都などの1都5県にまたがり、北陸道から北国街道、さらに中山道に沿った各地域に檀那場を形成している。以上の実態が示すように、信濃国における各宿坊家の檀那場は、街道などの諸道が整備された比較的交通の便のよい地域に形成されていたことがわかる。すなわち、道を機軸として檀那場が形成されているのである。

④各宿坊家衆徒の廻檀経路

各宿坊家の衆徒がとった廻檀配札の経路は次のとおりである。教蔵坊衆徒は芦畔寺を

出発した後、千国街道に沿って新潟県糸魚川市から長野県松本市方面へと進んだ。福泉坊は中山道に沿って名古屋市方面から松本市方面へと進んだ。A坊は北陸道や北国街道、中山道を利用して、新潟県～長野県～群馬県～埼玉県～東京都の経路で進んだ。

⑤松本盆地に形成された福泉坊と教蔵坊の檀那場の入り組み状況

松本市街地及びその周辺地域の教蔵坊と福泉坊の檀那場の入り組み状況を見ていくと、梓川を境界として、梓川下流右岸の扇状地上の平坦地に位置する北中から三溝に至る村々には福泉坊が檀那場を形成している。一方、梓川を境界として、梓川下流左岸の熊倉や飯田、岩岡、下立田、丸田の村々には教蔵坊が檀那場を形成している。ただし、松本市街地は教蔵坊の檀那場であったと考えられる。そのため、福泉坊はこの地域に立ち入れず、これを取り巻くように、松本市街地の西側の地域の里山辺やさらに西域の入山辺の村々、あるいは、松本市街地の南側の並柳村などの地域に檀那場を形成している。この他、広丘吉田や北熊井あたりには福泉坊が檀那場を形成しており、一方、その南方の西条あたりには教蔵坊が檀那場を形成していた。松本盆地の南西部の山縁にあたる波田や下大池、古見、西洗馬、小野沢、小曾部には教蔵坊が檀那場を形成していた。一方、中山道に沿った洗馬、牧野、日出塩には福泉坊が檀那場を形成していた。なお、上竹田村と下竹田村の2村は両宿坊が入り組み配札を行い檀那場が重なっていた。

⑥信濃国における福泉坊と教蔵坊の檀那場の形成過程

信濃国における檀那場の形成過程については、特に松本の城下町及びその周辺で布教線がぶつかる上記の教蔵坊と福泉坊の事例を見ていくと、千国街道沿いに糸魚川方面から松本に向かって檀那場を拡大してきた教蔵坊が、他の宿坊家より先行的に松本城下の市街地に入り込んでおり、その後、中山道を名古屋方面から松本に向かって檀那場を拡大してきた福泉坊が、教蔵坊の檀那場の空白域をぬうようにして、新規の檀那場を形成していったものと推測される。

⑦檀那場の形態は必ずしも先行研究が示すような「面」的なものとはいえない

筆者の主観として、良質な檀那場であるための条件をあげてみると、①地元既存の各宗教勢力が民間信仰の勧進布教に寛容なところ、②信徒の信心が厚いところ、③経済的に安定していて初穂が確実に徴収できるところ、④芦畔寺からの旅程が短い（農閑期の限られた期間内に檀那場を全て廻る必要がある。廻檀配札旅行の期間が長引けば、その分、経費がかさむ）。⑤道が整備されており交通の便が良いところ。⑥檀家所在村が点在せず隣接していること。⑦1村における檀家の密度が高い、などの条件があげられる。そして、こうした条件から檀那場のイメージを構成した場合、それはおのずから、廻檀配札には効率的な「面」的な檀那場となっていく。

さて、従来の立山信仰史研究の分野において、先学研究者たちも「檀那場」のイメージを上記のような条件の良いものに思い描いたためか、研究者の間では「檀那場」に対する概念は「範圍」として捉えられ、「面」的な意味合いが強かった。

ところが、今回、こうした檀那場の「面」的なイメージに対し、上松宿及びその周辺地域の檀家所在村の分布状況をはじめ、廻檀配札地が1都5県の広域にまたがるA坊の檀家所在村の分布状況を分析していくと、これらの実例から明らかになったことは、各村に数軒ずつ檀家が点在するといった檀那場の分布状況が、衆徒による檀家から檀家への移動行為によって、ようやく、点である檀家と檀家を結んだ「線」や「筋」、あるいは、過大に見ても「帯」程度になるに過ぎないことであった。その実態は「面」から程遠いのである。

そもそも、檀那場を構成する基本要素は1軒1軒の檀家である。それゆえ、1村あたり、あるいは1地域あたりの檀家の分布密度で、檀那「場」に見えたり、檀那「筋」・「帯」に見えたりしているだけであるから、「檀那場」は地域によっては、従来の立山信仰史研究の分野でイメージされてきたような「面」的なものばかりとは必ずしもいえないことが今回わかった。

註

- 1) 橋本芳雄「信州と越中との信仰の交流—特に松本町立山講について」(『信濃 第14巻 第1号』所収、信濃史学会編・刊、1962年1月)。
- 2) この地蔵尊や立山講に関しては、長島勝正「石動観音寺の地蔵さま」(『富山史壇 第59号・60号 合併号』所収、越中史壇会編・刊、1975年1月)、長島勝正・京田良志「美術・工芸 (小矢部市観音寺地蔵菩薩半跏像・永平寺の地蔵半跏像)」(『立山町史上巻』所収、立山町史編纂委員会、立山町刊、1977年10月8日)、斉藤善夫「立山にあった鐘と地蔵尊—その鑄造地について」(『富山史壇 第94号』所収、越中史壇会編・刊、1987年7月、後に同氏『富山・石川 梵鐘考』(北陸石仏の会刊、1998年9月1日)に再録)など、美術・工芸分野からアプローチした論文が多く見られる。
- 3) 長島勝正・京田良志「美術・工芸 (小矢部市観音寺地蔵菩薩半跏像・永平寺の地蔵半跏像)」(『立山町史 上巻』所収、583~587頁)。
- 4) 拙稿「立山衆徒の勸進活動と立山曼荼羅」(『山岳修験 第20号 立山特集』所収、45~59頁、日本山岳修験学会編、1997年11月8日、後に拙著『立山信仰と立山曼荼羅—芦峯寺衆徒の勸進活動—』〔岩田書院、1998年4月〕115~136頁に再録)。芦峯寺・岩

峠寺兩寺の一山衆徒が立山の宗教的権利をめぐる、宝永6年(1709)から天保4年(1833)までの約125年間、度々引き起こしてきた争論の実態・経過については、芦峠寺一山会が所蔵する古記録(芦峠寺文書)のうち、「立山大権現他國出開帳并岩峠寺新規同配札御指留之出訴願書并ニ始末御行方濟口御請書等扣 天保三年從辰十二月至同四巳九月晦日」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』所収、138～153頁、立山開発鉄道株式会社、1989年9月20日)や「岩峠寺新規開帳并配札仕ニ付、御指止之歎願書指出候件々 前条意得方出訴御詮義中諸端往復留記 式冊之内上卷 天保三巳年從辰十二月至同四年巳十月」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』所収、154～193頁)に詳しく記録されている。

- 5) 史料からは般若院の動向はほとんどつかめないが、惣持坊については、松本城下や飯田城下、高遠城下などで勸進布教活動を行っていた。特に松本城下では、中町の万屋源四郎宅を定宿として長期にわたって滞在し、その近辺で配札活動を行っていた。また、松本の念來寺では出開帳も行っている。さらに、芦峠寺衆徒の後の調査で、多賀坊も松本に滞在して配札活動を行っていたことが発覚した。
- 6) 「立山大権現他國出開帳并岩峠寺新規同配札御指留之出訴願書并ニ始末御行方濟口御請書等扣 天保三年從辰十二月至同四巳九月晦日」(『越中立山古記録 第1巻』所収、141頁・148頁)。「岩峠寺新規開帳并配札仕ニ付、御指止之歎願書指出候件々 前条意得方出訴御詮義中諸端往復留記 式冊之内上卷 天保三巳年從辰十二月至同四年巳十月」(『越中立山古記録 第1巻』所収、155頁)。なお、江戸時代後期に信濃国で檀那場を形成し、廻檀配札活動を行っていた各宿坊家衆徒の没年や年齢は、「由緒書上帳 立山芦峠寺事東神職 明治六年二月」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第3巻』所収、229～278頁、立山開発鉄道株式会社、1991年10月28日)や『戸籍人員詳細取調書上帳 第壹区四番組芦峠村 立山元東神職佐伯左内扣 明治五年』(芦峠寺一山会所蔵)からうかがわれる。それは次のとおりである。福泉坊門教(文政13年9月22日没)、福泉坊澄音(安政4年8月23日没)、福泉坊弘音〔佐伯音男〕(明治5年の時に54才)、宝伝坊體禪(嘉永5年12月28日没)、宝伝坊快運(万延元年10月7日没)、金泉坊靜巖(安政5年2月17日没)、金泉坊佐伯健弥(明治5年の時に38才)、教蔵坊寶山(天保11年7月18日没)、教蔵坊照界(明治2年3月28日没、享年72才)、教蔵坊佐伯茂里登(明治5年の時に44才)。
- 7) 以前筆者は、檀那場の保有をめぐる芦峠寺宿坊家間の争論の事例について、拙稿「江戸時代幕末期 芦峠寺宿坊家間の檀那場をめぐる争いについて」(『富山県 [[立山博物館] 研究紀要 第5号] 所収、3～35頁、富山県 [立山博物館] 編・刊、1998年3月31

- 日) できとりあげ、大仙坊が保有していた美濃国の檀那場を等覚坊が侵犯したために起こった檀那場争いの実態を検討しているが、同じような問題は信濃国の檀那場でも起こり得たのだろう。
- 8) 下新村は延宝2年(1674)に北新村から分村して成立した。そして、宝伝坊の檀那場である上手町集落は北新村に近いところに位置していた。『角川日本地名大辞典 20 長野県』(592頁、「角川日本地名大辞典」編纂委員会、角川書店、7月18日)を参照のこと。
- 9) 従来の立山信仰史研究の分野において、研究者たちの「檀那場」に対する概念は範圍として捉えられ、「面」的な意味合いが強かった。すなわち、先行研究においては、檀那場の保有に関して、江戸などを除いて概ね1国につき1宿坊家の担当であったと認識されている。要するに、檀那場は1国を1単位とした「面」的のものとして考えられている。佐伯立光『立山芦峯寺史考』(109～114頁、立山寺発行、1957年3月1日)。佐伯立光『立山史談』(48～54頁、1965年7月1日)。佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』(309～315頁、立山神道本院発行、1973年9月15日)。『立山町史 上巻』(803～812頁)。寺口けい子「芦峯寺善道坊諸国檀那廻りの実態」(『富山史壇 第67号』所収、13～26頁、越中史壇会編集・発行、1977年12月23日)。寺口氏の場合、芦峯寺善道坊の寛政5年(1793)、嘉永3年(1850)、安政2年(1855)、明治30年(1897)の4冊の檀那帳について、村名による檀那場の分布状態を、地図上(表Ⅱ)に表しているが、その際、寺口氏は「配札廻りの地域」として、「面」的に捉え、その範圍の広狭を述べている。寺口氏の研究に対して評価できる部分は、檀那帳の村名を抽出し、それを地図上に落として、三河国のなかでの具体的な檀那場の範圍を提示しているところである。檀家の所在村が幾つも並んで面が作られ、それを範圍として捉えての檀那場が提示されている。高瀬重雄『立山信仰の歴史と文化(高瀬重雄文化史論集1)』(236～238頁、名著出版、1981年3月3日)。
- 10) 註2を参照。
- 11) 「當山古法通諸事勤方旧記 芦峯寺 文政十二丑年五月改之」(『越中立山古記録 第1巻』所収、37頁)。「一、閻魔堂 廿四日 五尊共御供備ヒ。外ニ地藏菩薩尊御供上ル。此ハ教蔵坊方祠堂附有。金子ハ一山へ差出し候。」
- 12) 「美術・工芸(小矢部市観音寺地藏菩薩半跏像・永平寺の地藏半跏像)」(『立山町史 上巻』所収)。
- 13) 尊像の背中や蓮華座、光背には寄進者名などの銘文が数多く刻まれているが、それらのうち、造立の経緯を示す特に重要な内容は蓮弁部分に刻まれており、「信州松本

町立山講中」・「願主教藏坊照界立之」・「請負松本飯田町葉鎌屋佐原市右衛門尉正孝」・「干時文政八年乙酉七月吉日」・「御鋳物師大工信濃國上田住小島大治郎藤原弘孝謹製」などの銘文が見られる。

- 14) 『越中立山古記録 第1巻』141頁。『越中立山古記録 第1巻』148頁。『越中立山古記録 第1巻』155頁。
- 15) 立山町史編纂室編『立山請来 延命地藏銘 小矢部市観音寺境内安置』1972年5月30日刊行、像の銘文を翻刻しがり版刷りの資料集として継ぎしたものの。
- 16) 「當山速要御用留 定目代 天保十三壬寅年」(高瀬保編『越中立山古記録 第2巻』所収、110～111頁、立山開発鉄道株式会社、1990年4月26日)。
- 17) 檀那場の入り組みとそこから生じるトラブルに極度に気を使っていた背景には、立山にかかわる宗教的権利がもとで芦峯寺一山と岩峯寺一山の間で度々繰り返された争論があり、それに対して加賀藩が下した判決で、芦峯寺は諸国での廻檀配札活動は死守したものの、配札活動にかかわるトラブルは、加賀藩がその権利を奪う名目になりかねず、一山の対外的にも一山の対内的にも絶対に避けなければならないという絶対命題が芦峯寺一山にはあったのである。これに対して、芦峯寺一山は自山のなかで文政期と天保期の2度に渡って廻檀配札活動に関する掟を制定しており、そのなかには各宿坊家の檀那場の入り組みに関する問題も中心的な課題としてとりあげられている。
 具体的には、国郡・城下・駅宿・江戸・大坂・京都などの都会、あるいは、1000軒以上の地域では、宿坊家間で師檀関係が入り組んでもかまわない。檀那場が村里・山里の場合は、1村につき先に入った1坊の権利を尊重する。往来筋の檀那場に所在する他の宿坊家の信徒家の場合は、宿泊などについてはかまわないが、仮にその信徒家が定宿檀那になったとしても、その該当村の他の家々には配札してはいけない。といった芦峯寺一山内部の規約が制定されている。関連文書として、「立山開山大上人御教化血脈相承芦峯寺各坊諸国配札檀家縁別留記 附タリ来午年以後同新旦取弘縮書室藏文庫入 天保四癸巳載十一月金剛日」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』所収、195～202頁)や拙稿「江戸時代幕末期 芦峯寺宿坊家間の檀那場をめぐる争いについて」(『富山県[立山博物館]研究紀要 第5号』所収、3～35頁、富山県[立山博物館]編集・発行、1998年3月31日)を参照のこと。
- 18) 拙稿「立山講社の活動一近代化のなかでの模索一」(拙著『立山信仰と立山曼荼羅一芦峯寺衆徒の勸進活動一』所収、279～335頁)。
- 19) 本章で分析対象としているA坊の檀那帳を見ていくと、例外的に、上氷鉋野村の内

の荒屋組に関する記載部分に「札々宿方与フ事」と注記が見られ、それによって、同村での護符の配札については、衆徒が自ら各檀家を配札に廻っていたわけではなく、定宿を担っていた檀家に実質的な配札を委せていたことがわかる。

20) 信濃国の2県制は明治4年(1871)11月に施行され、長野・筑摩の2県となり、明治9年(1876)8月に筑摩県が廃止され、信濃の南部4県が長野県に統合されるまで続いた。筑摩県は明治6年(1873)4月に大区小区制を施行している。一方、長野県では明治7年(1874)7月に戸籍区を全面的に再編成して28大区190小区とした。明治12年(1879)には大区が郡に再編成され、その下に町村が置かれた。上野国では明治5年(1872)5月に大区小区制が施行された。熊谷県は明治6年(1873)6月15日から明治9年(1876)8月21日まで。熊谷県は明治6年(1873)6月15日にそれまでの群馬県が南隣の入間県と合併して熊谷県となったもので、その後、明治9年(1876)8月21日に群馬県が成立している。

21) 「立山大権現他國出開帳并岩嶺寺新規同配札御指留之出訴願書并ニ始末御宥方濟口御請書等扣 天保三年從辰十二月至同四巳九月晦日」(『越中立山古記録 第1巻』所収、141頁・148頁)。「岩嶺寺新規開帳并配札仕ニ付、御指止之歎願書指出候件々 前条意得方出訴御詮義中諸端往復留記 式冊之内上巻 天保三巳年從辰十二月至同四年巳十月」(『越中立山古記録 第1巻』所収、155頁)。「當山速要御用留 定目代 天保十三壬寅年」(『越中立山古記録 第2巻』所収、134頁)。

22) 芦嶺寺宝伝坊の文政12年(1829)の布橋灌頂会勸進記(小谷村あたりが檀那場)。かつて、長野県小谷村の個人の方が富山市梅沢町の天台宗圓隆寺住職佐伯立光氏に写真を送り同史料の内容について見解を求められた。

23) 「古代度々争論記」(『越中立山古記録 第4巻』所収、74~75頁、立山開発鉄道株式会社、1992年6月25日)。

乍恐口上書ヲ以御断申上候

一当六月廿七日ニ信州方同行五人、立山一ノ腰江山越ニ参候ヲ、岩嶺寺山番衆徒見付下人八兵衛ヲ相添、同廿八日ニ岩嶺寺へつれ下シ、今以岩嶺寺ニ罷在申候。為其御断申上候。以上。

正徳元年七月五日 立山芦嶺寺

御奉行所

24) 「古代度々争論記」(『越中立山古記録 第4巻』所収、78頁)。

乍恐口上書を以申上候

一信州方同行拾貳人立山江山越ニ参り申候所ニ、芦嶺寺村方案内者共室堂ニ而改申ニ付、

岩嶺寺村山番方人ヲ添、岩嶺寺江つれ下り候ヲ私共改候得者、則信州松本領土菅本木村与申処之由、口上書私共方へ取置申ニ付御断申上候。以上。

元徳元七月廿二日

↳ (原本は元だが、これは誤りで正か)

立山岩嶺寺衆徒・社人中

↳ (原本は足)

黒崎村三郎兵衛殿 御郡方肝煎仁右衛門印

- 25) 廣瀬誠「信越国境観念の成立」(『立山黒部奥山の歴史と伝承』所収、177~193頁、桂書房、1984年10月18日)。奥田淳爾「信濃までの山越えのみち」(『魚津シンポジウム 第10号』所収、81~82頁、1995年3月20日、洗足学園魚津短期大学)。奥田淳爾「第1節 信濃までの山越えのみち」(『黒部奥山と扇状地の歴史』所収、18~20頁、桂書房、2000年1月28日)。
- 26) 同じ加賀藩領国内の白山では、加賀・美濃・越前の3馬場がそれぞれの宗教組織を核として形成されているが、一方、立山の場合、信濃国側には立山信仰の中核になりうる組織や寺院などで、とりたてて目立ったものは形成されなかった。立山は、本来なら越中国側と信濃国側の両山麓に馬場が形成されていてもよさそうなものだが、これが行われなかったことはなんとも不思議である。これについて考えられることは、加賀藩が国境政策として信濃国に民間レベルで宗教的な馬場が開設されることをきらったのではないかということである。大町大出の姥尊は江戸時代初頭にそういう動きがあったことを物語る遺構とみなすことはできないだろうか。阿弥陀ではなく姥尊であるところに意味があるし、芦嶺寺文書における延宝2年(1674)の書付を見ても、立山といえば姥尊の存在が既に有名であったことがわかる。大町の姥尊は信州側に立山信仰の馬場が形成されようとしていたことの証なのではなかろうか。しかし、結局それは加賀藩の国境政策の元、実現しなかったと考えられる。